

愛西市
第8期介護保険事業計画
高齢者福祉計画

令和3年3月
愛知県 愛西市

(あいさつ)

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景.....	3
2 介護保険制度改正のポイント.....	5
(1) 関連法律等の動向.....	5
(2) 基本指針に沿った計画の改定ポイント.....	6
3 計画の位置づけ.....	7
(1) 法的位置づけ.....	7
(2) 本市の上位・関連計画との位置づけ.....	7
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定及び評価体制.....	8
(1) 高齢者アンケート調査等の実施.....	8
(2) 計画策定体制の確立.....	8
(3) 第7期計画の施策・事業評価と第8期計画の検討・策定.....	8
(4) パブリックコメントの実施.....	9
第2章 愛西市の現状	13
1 愛西市の現状.....	13
(1) 総人口及び高齢者人口の状況.....	13
(2) 高齢者のいる世帯の状況.....	14
(3) 要介護（要支援）認定者の状況.....	15
2 アンケート調査結果から見た現状.....	16
(1) 調査概要.....	16
(2) 介護予防・日常生活圏域二エズ調査.....	17
(3) 介護実態調査.....	21
(4) 介護保険事業所・介護支援専門員調査.....	24
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念.....	29
2 基本目標.....	30
3 地域共生社会の実現に向けて.....	31
4 施策の体系.....	32
第4章 施策の展開	35
基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの推進.....	35
(1) 地域包括支援センターの機能強化.....	36
(2) 地域における支え合いの推進.....	39
(3) 在宅医療と介護の連携強化.....	40

(4) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保.....	42
(5) 業務効率化の取組強化.....	42
基本目標Ⅱ 健康づくりと生きがいづくりの推進.....	43
(1) 健康づくり・介護予防の推進.....	44
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進.....	46
(3) 保健事業と介護予防の一体的実施の推進.....	49
(4) 社会参加の促進.....	50
基本目標Ⅲ 認知症施策の推進.....	53
(1) 普及啓発・本人発信支援及び予防対策.....	54
(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援.....	55
(3) 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援.....	57
基本目標Ⅳ 生活支援の推進.....	58
(1) 生活支援サービスの提供体制の整備.....	59
(2) 家族介護者支援の推進.....	62
基本目標Ⅴ 安全に安心して暮らせるまちづくりの推進.....	63
(1) 安全・安心な生活環境づくり.....	64
(2) 高齢者の住まいの安定的な確保.....	66
(3) 権利擁護の推進.....	67
(4) 防災対策の推進.....	68
(5) 防犯対策の整備.....	69
(6) 感染症対策の体制整備.....	70
基本目標Ⅵ 介護保険事業の充実.....	71
(1) 在宅サービスの充実.....	71
(2) 地域密着型サービスの充実.....	79
(3) 施設サービスの充実.....	84
(4) サービスの質の向上.....	86
第5章 介護保険事業費の見込みと介護保険料.....	91
1 保険料算出の流れ.....	91
2 被保険者数等の推計.....	92
(1) 被保険者数の推計.....	92
(2) 要介護（要支援）認定者数の推計.....	92
(3) 施設・居住系サービス利用者数の推計.....	93
3 介護保険サービスの見込み.....	94
(1) 介護（予防）サービス必要量及び供給量の見込みの推計.....	94
4 総給付費の推計.....	97
(1) 介護給付費の推計.....	97
(2) 介護予防給付費の推計.....	99

5	第1号被保険者の保険料	100
	(1) 介護保険の財政構成	100
	(2) 標準給付見込額の算定	101
	(3) 地域支援事業費の推計	101
	(4) 保険料基準額の算定	103
第6章	計画の推進体制	107
1	計画の推進に向けて	107
	(1) 全庁的な施策の推進	107
	(2) 関係機関等との連携	107
	(3) 計画の進行管理	107
2	成果目標の設定	108
	(1) 自立支援・重度化防止の評価指標	108
	(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の評価指標	108
	(3) 介護給付適正化の取組（介護給付適正化計画）	109
	(4) リハビリテーションサービスの計画的な 提供体制構築のための評価指標	110
	(5) 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の評価	110
資料編		113
(1)	愛西市第8期介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	113
(2)	愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会名簿	116
(3)	用語集	117



第1章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の総人口は減少に転じる中、介護保険制度は、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる2025（令和7年）を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力に応じ自立した日常生活を営むために、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）を地域の実情に応じて深化・推進してきました。

また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）では、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずること等の介護保険制度の見直しが行われました。

2025（令和7）年が近づく中で、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、愛西市（以下、「本市」という。）の高齢化率は36.7%と見込まれ、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が必要となります

また、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯、高齢者世帯や認知症の人の増加も見込まれる等、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される中で、現役世代人口の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必要となります。

このたび、令和2年度をもって、「愛西市第7期愛西市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」（以下、「第7期計画」という。）の計画期間が終了することから、「地域包括ケアシステム」のさらなる推進、施策の充実をはかるとともに、高齢者福祉・介護施策の実施状況や効果を検証した上で、2025（令和7）年、さらには2040（令和22）年を見据え、介護予防や生活支援の取組や地域への浸透をはかるための指針として「愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」（以下、「第8期計画」という。）を策定します。



■ 本計画で使用する用語説明

名称	意味
高齢者	65 歳以上の者
前期高齢者	65 歳から 74 歳までの者
後期高齢者	75 歳以上の者
高齢者世帯	高齢者のみ（夫婦・兄弟姉妹・親子・同居人等）で構成する世帯
高齢者夫婦のみ世帯	高齢者の夫婦のみで構成される世帯
ひとり暮らし高齢者	配偶者および子・孫等の親族、その他と同居をともにせず、単身で生活する独居高齢者
第 1 号被保険者 第 2 号被保険者	介護保険では、第 1 号被保険者は 65 歳以上、第 2 号被保険者は 40 歳から 64 歳までの医療保険加入者のことをいう。第 1 号被保険者は、原因を問わず、要介護（要支援）認定を受けた場合は介護保険のサービスを利用できるのに対し、第 2 号被保険者は、介護保険の対象となる特定の疾病（16 種類）が原因で要介護（要支援）認定を受けた場合に、サービスを利用することができる
認知症高齢者	認知症の診断を受けた高齢者
要介護（要支援）認定者	要介護（要支援）認定の結果、要介護認定（要介護 1～5）または要支援認定（要支援 1・2）と認定された者
事業対象者	「基本チェックリスト」による判定で、要介護・要支援となるリスクが高いと判定された高齢者
一般高齢者	事業対象者・要介護（要支援）認定者を除く高齢者

2 介護保険制度改正のポイント

(1) 関連法律等の動向

地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が令和3年4月に施行されます。改正法の内容は、地域共生社会の実現をはかるために、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることとされています。

【改正の概要】

① 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

② 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- i 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ii 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- iii 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

③ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- i 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができることと規定する。
- ii 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- iii 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

④ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- i 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ii 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化をはかるための見直しを行う。
- iii 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置をさらに5年間延長する。

⑤ 社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。



(2) 基本指針に沿った計画の改定ポイント

第8期計画策定のガイドラインとなる「基本指針」では、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、以下の計画の記載内容について充実をはかることとされました。

- ① **2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備**
 - 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
- ② **地域共生社会の実現**
 - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
- ③ **介護予防、健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)**
 - 一般介護予防事業の推進に関して「計画の進行管理(以下「PDCAサイクル」という)に沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
 - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
 - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
 - 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載(一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載)
 - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
 - 要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
 - PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
- ④ **有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市町村間の情報連携の強化**
 - 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
 - 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
- ⑤ **認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進**
 - 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載(普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載)
 - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
- ⑥ **地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化**
 - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
 - 介護現場における業務仕分けやロボット・情報通信技術(以下「ICT」という)の活用、一般高齢者の参入による業務改善等、介護現場革新の具体的な方策を記載
 - 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
 - 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
 - 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
- ⑦ **災害や感染症対策に係る体制整備**
 - 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

3 計画の位置づけ

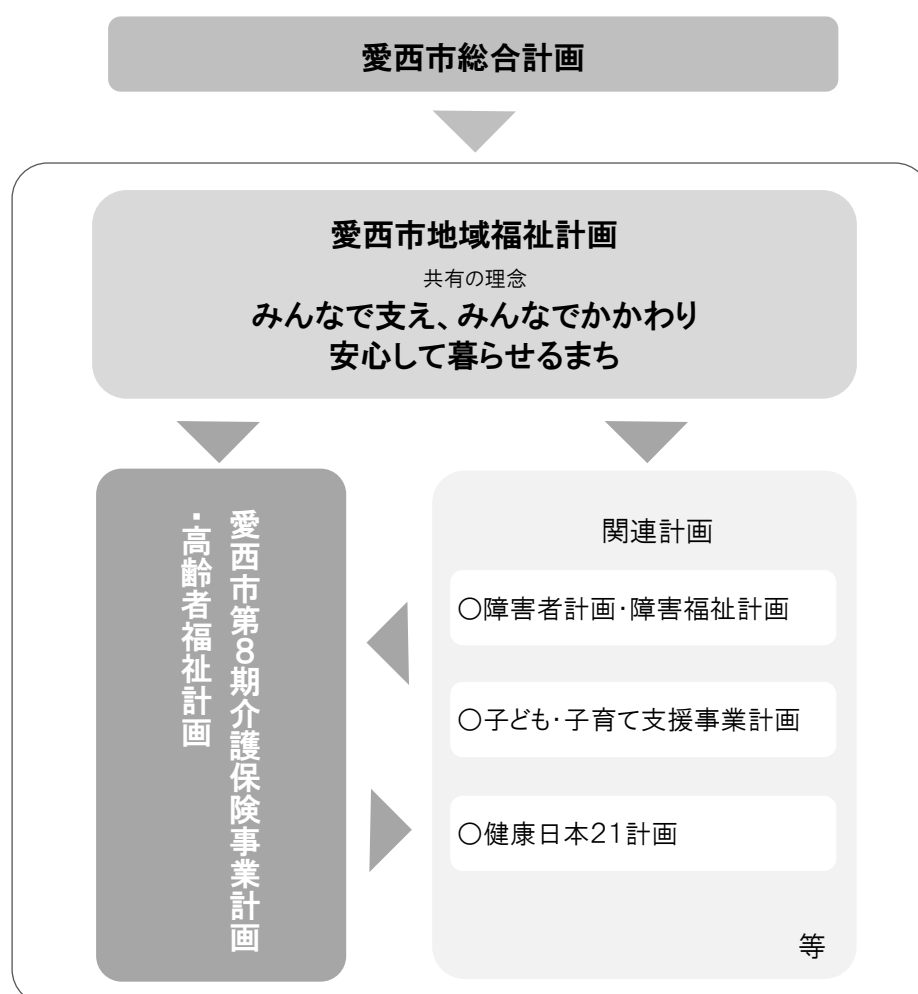
(1) 法的位置づけ

- 「高齢者福祉計画」とは、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、地域における福祉サービスや高齢者に関する施策全般を策定するものです。
- 「介護保険事業計画」とは、介護保険法第117条の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、高齢社会に対応した施策に関する目標、介護サービス基盤の整備及び第1号被保険者の保険料の基礎となる計画で、3年を1期として策定するものです。

本計画は、地域包括ケアシステムの実現を目指し、2025（令和7）年、2040（令和22）年の高齢者介護の姿を見据え、本市の高齢者福祉施策等を総合的に推進するために、両者を一体として策定するものです。

(2) 本市の上位・関連計画との位置づけ

「愛西市総合計画」の方向性や市の関連計画、県の計画との総合性も踏まえて策定します。

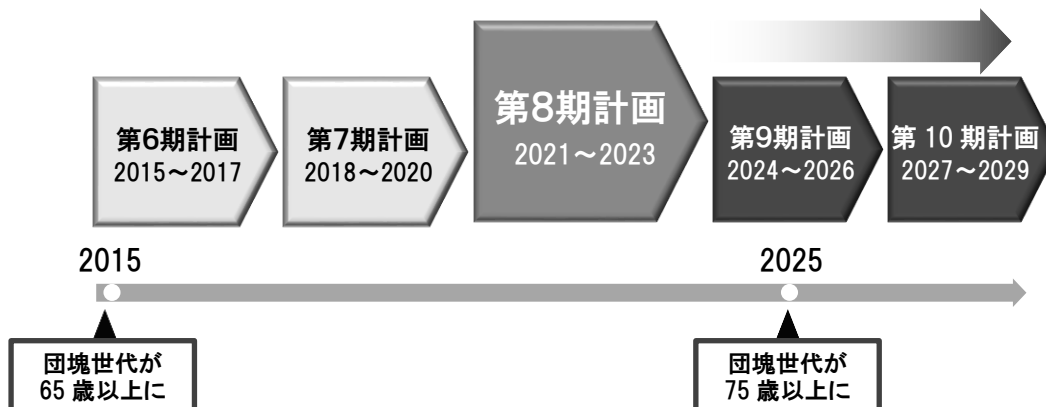




4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。この計画をもとに3年間の第1号被保険者の介護保険料の水準を決定します。

■ 第8期の計画期間



5 計画の策定及び評価体制

(1) 高齢者アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたって、高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向、また、介護サービスの提供事業者の実態等の基礎資料を得るために、「介護予防・日常生活圏域二ゾーン調査」「介護実態調査」「介護に関する調査（介護保険事業者・介護支援専門員）」を実施しました。

(2) 計画策定体制の確立

本計画の策定については、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、保健・医療・福祉関係者、被保険者（住民）代表、有識者、行政機関による、愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会を設置し、高齢者施策全般に対して検討を重ねました。

また、行政内の職員等で組織された専門部会を設け、協議・検討を行いました。

(3) 第7期計画の施策・事業評価と第8期計画の検討・策定


策定にあたっては、実態調査で把握した本市の課題や現行計画の施策・事業評価の結果を踏まえつつ、介護保険法改正等の国の動向に注視しながら計画を策定しました。

また、実態調査や施策・事業評価等から高齢者福祉に関する取組の現状、課題を明確にし、第8期計画策定に向けて、今後の取組等を検討しました。



(4) パブリックコメントの実施

本計画に対する住民の意見を広く聴取するため、令和3年1月に本市ホームページ等において、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施しました。



第2章

愛西市の現状



第2章 愛西市の現状

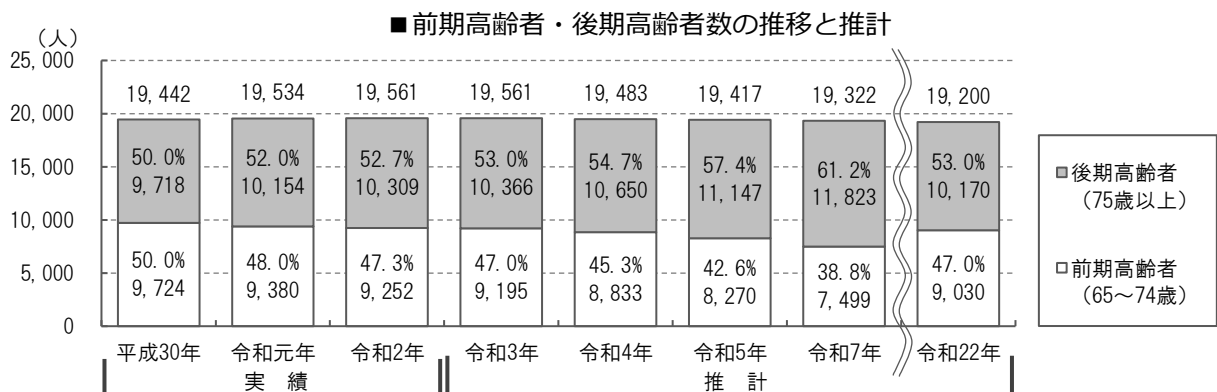
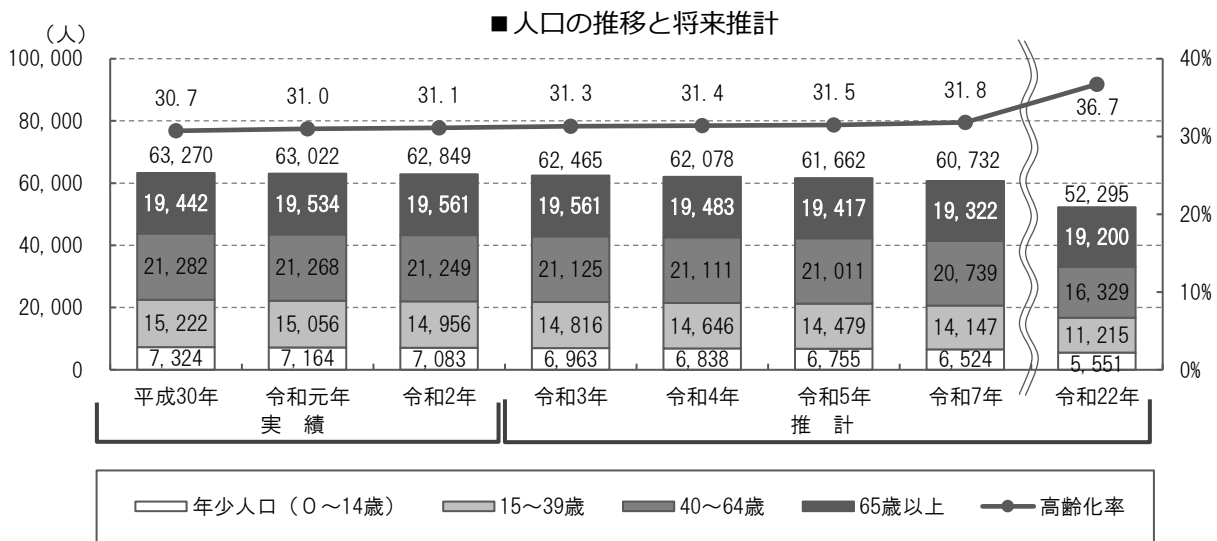
1 愛西市の現状

(1) 総人口及び高齢者人口の状況

高齢者人口については、令和2年4月1日現在、19,561人、高齢化率は31.1%となっています。住民基本台帳を基に算出した人口推計では、その後、令和3年から令和5年で高齢者人口は144人減少するものの、総人口の減少も見込まれ、計画期間中の高齢化率は横ばいで経過することが見込まれています。

一方、前期・後期高齢者人口の構成比では、令和2年の前期高齢者人口は47.3%、後期高齢者は52.7%となっています。今後、令和7年まで、前期高齢者人口は減少し構成比は38.8%、後期高齢者人口は増加し続け61.2%となる見込みです。

要介護3以上の重度要介護者となるリスクの高い後期高齢者が増加していくことが見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在・令和2年のみ4月1日現在）
人口推計は住民基本台帳の人口実績を基にコーホート変化率を用いて算出



(2) 高齢者のいる世帯の状況

一般世帯数の推移は、平成27年は21,106世帯と、平成12年の19,089世帯に比べ約2,000世帯増加しています。

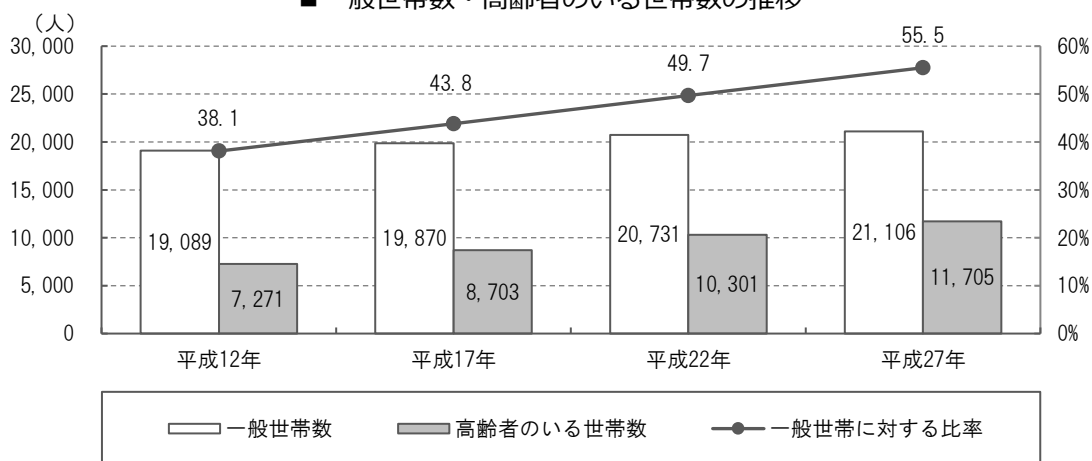
また、高齢者のいる世帯は平成27年で11,705世帯となっており、一般世帯に対する比率は5割を超えています。

■世帯数の推移

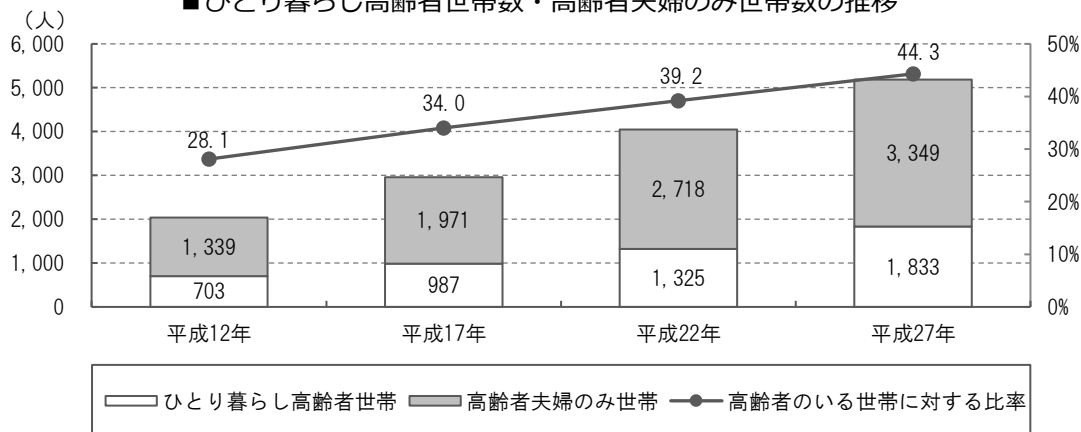
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全世帯数	19,089世帯	19,870世帯	20,731世帯	21,106世帯
高齢者のいる世帯 (対全世帯数比)	7,271世帯 38.1(%)	8,703世帯 43.8(%)	10,301世帯 49.7(%)	11,705世帯 55.5(%)
ひとり暮らし高齢者世帯 (対高齢者のいる世帯数比)	703世帯 9.7(%)	987世帯 11.3(%)	1,325世帯 12.9(%)	1,833世帯 15.7(%)
高齢者夫婦のみ世帯 (対高齢者のいる世帯数比)	1,339世帯 18.4(%)	1,971世帯 22.6(%)	2,718世帯 26.4(%)	3,349世帯 28.6(%)
同居世帯 (対高齢者のいる世帯数比)	5,229世帯 71.9(%)	5,745世帯 66.0(%)	6,258世帯 60.8(%)	6,523世帯 55.7(%)

資料：国勢調査

■一般世帯数・高齢者のいる世帯数の推移



■ひとり暮らし高齢者世帯数・高齢者夫婦のみ世帯数の推移





(3) 要介護（要支援）認定者の状況

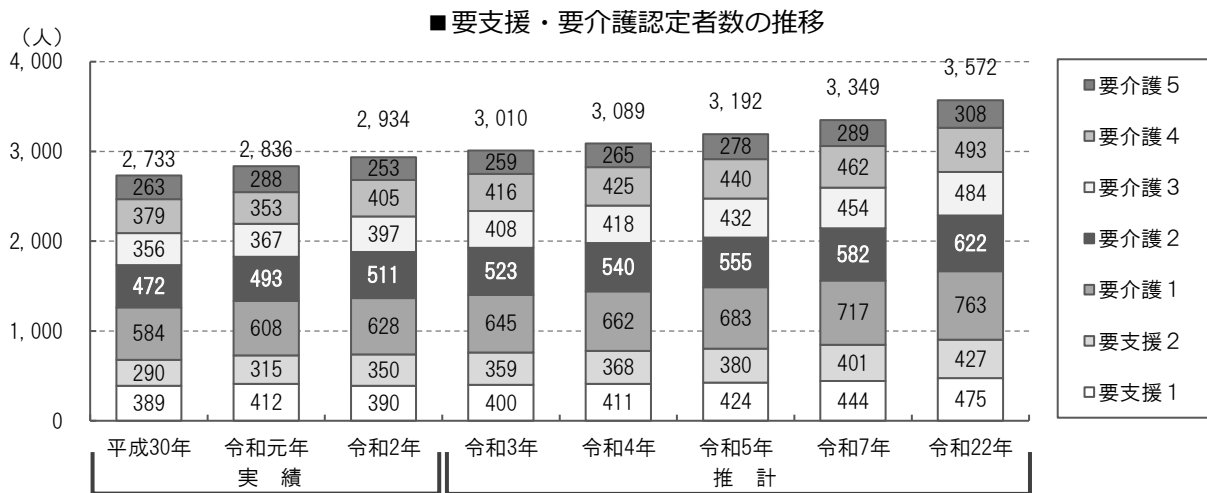
要介護（要支援）認定者数については、令和2年6月末日現在、2,934人となっており、要介護1認定者が628人と最も多く、次いで要介護2認定者（511人）、要介護4認定者（405人）となっています。

要介護（要支援）認定者数（総数）は平成30年度と比較して、6月末時点では201人増加しています。要介護度別にみると、要支援2認定者が60人、要介護1認定者が44人、要介護3認定者が41人、要介護2認定者が39人増加しています。

また、推計をみると、今後も要介護（要支援）認定者は増加し続け、令和5年度には3,192人となる見込みです。

L

 重度化する前段階である要介護1・2認定者や
 認定者が増加傾向であること
 から、介護予防・重度化防止に向けた施策の充実が求められています。



資料：介護保険事業報告（各年3月末時点・令和2年のみ6月末時点）
 推計は地域包括ケア「見える化システム」による推計



2 アンケート調査結果から見た現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

「愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の策定にあたり、高齢者等の日常生活実態及び介護者の介護実態を把握し、本市における地域を含めた課題整理を行い、今後目指すべき地域包括ケアシステム構築の在り方とサービス基盤の方向性を検討し、将来推計の基礎資料を得るため、本調査を実施しました。

② 調査の期間

令和2年1月20日から令和2年2月3日

③ 調査方法

対象者を無作為抽出し、郵送による配布・回収

④ 回収状況

	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,000通	2,085通	1,938通	64.6%
介護実態調査	1,000通	589通	589通	58.9%
介護支援専門員	100通	75通	75通	75.0%
介護保険事業者	100通	64通	64通	64.0%

⑤ 記載の注意事項

- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。



(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

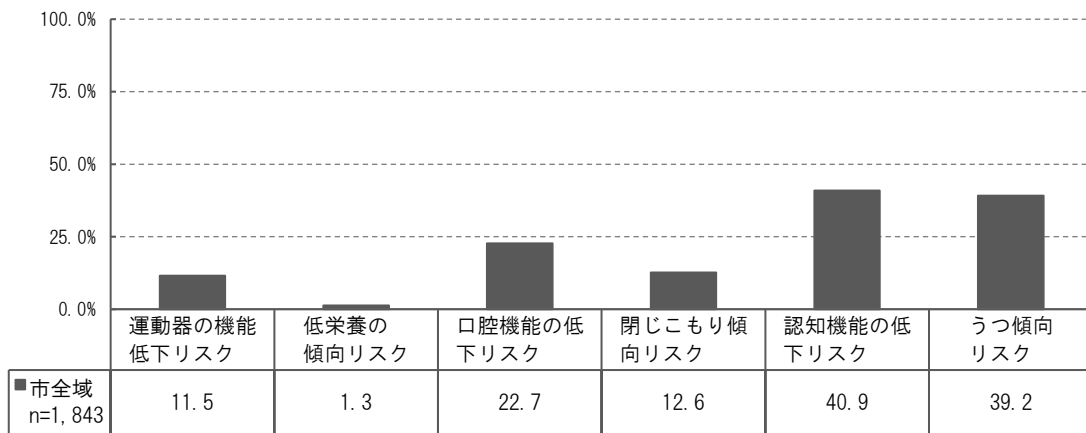
① 高齢にもなう心身機能の低下

調査の結果、本市の一般高齢者では、認知機能の低下リスク者、うつ傾向リスク者の割合が約4割と高くなっています。



市全域で認知機能の低下やうつ傾向リスク者が多い傾向にあります。認知症に関する理解や啓発を含めた介護予防の必要性を広く周知していくことが必要となります。

■ 主要6つのリスクに該当する高齢者の出現率（一般高齢者）



② 高齢者の社会活動への参加状況

老研式活動能力指標を用いた評価において、「人との交流状況」から判定する『社会的役割』について27.7%の人が「低い」に該当しています。

町内会や自治会等の会やグループ等への活動参加状況においては、いずれの活動も「参加していない」割合が高くなっています。

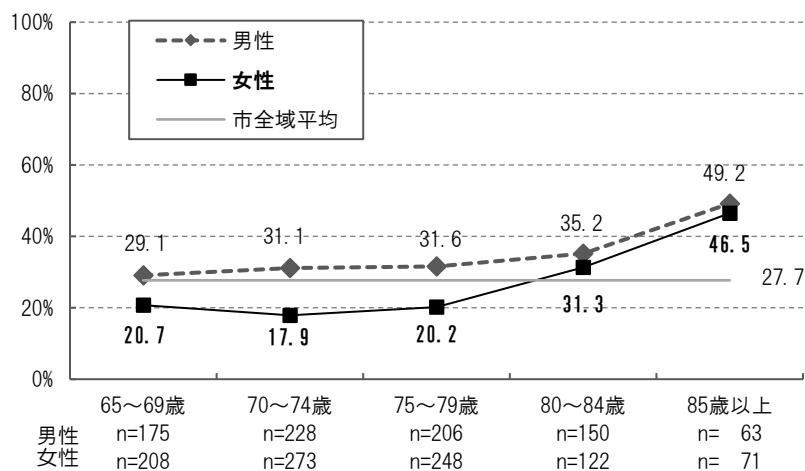
一方、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として参加したいかについて、一般高齢者の約5割に参加意向があります。

一般高齢者の介護予防教室参加への関心の有無について、「関心はあるが参加する予定はない」の割合が58.7%と最も高く、次いで「関心がない」の割合が22.9%となっています。



社会参加することは介護予防に繋がるという観点から、コロナウイルス感染防止対策を講じたうえで、高齢者の介護予防の必要性について理解を深めるとともに、積極的に参加できる活動の場の提供や活動に関する情報発信を促進する必要があります。

■ 社会参加（社会的役割※）が「低い」に該当する人の割合（年齢階級別・一般高齢者）



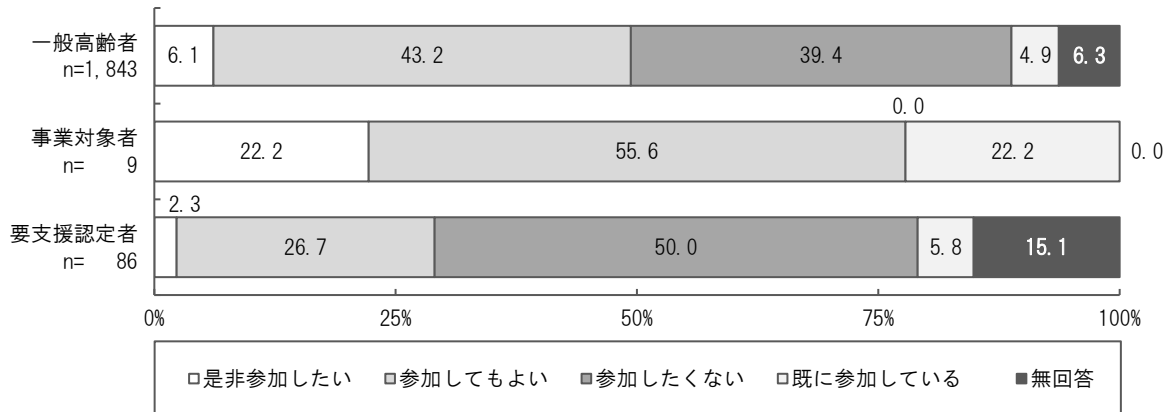
※社会的役割とは、老研式活動能力指標の1つであり、「友人への訪問」「家族や友人からの相談」「病人のお見舞い」等の活動から社会的役割の低下状況を評価するものです。

■地域での活動について

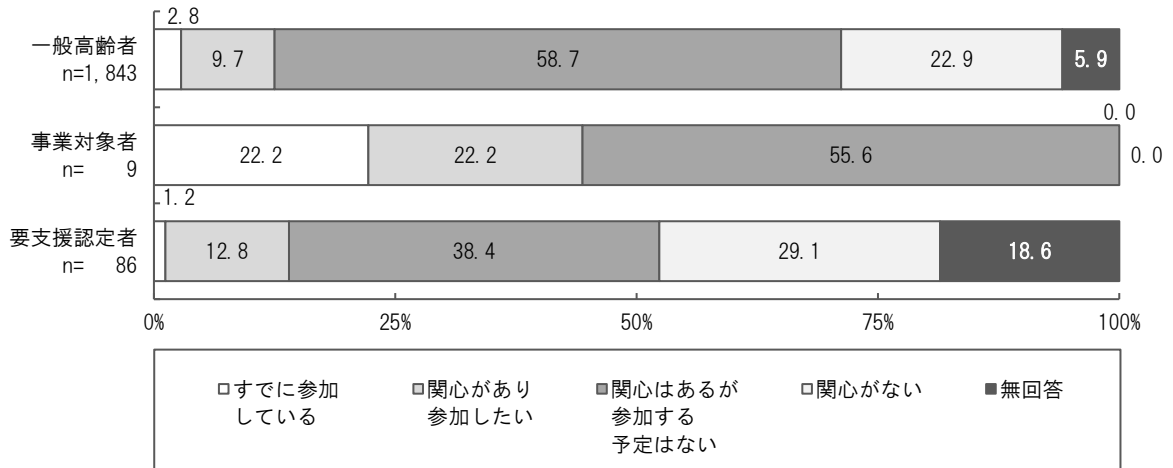
		週四回以上	週二～三回	週一回	月一～三回	年に数回	参加していない	無回答
① ボランティアのグループ								
一般高齢者	n=1,843	0.8	1.0	0.7	4.2	5.0	58.2	30.1
事業対象者	n= 9	0.0	11.1	0.0	11.1	11.1	55.6	11.1
要支援認定者	n= 86	0.0	0.0	0.0	2.3	3.5	55.8	38.4
② スポーツ関係のグループやクラブ								
一般高齢者	n=1,843	3.6	5.7	5.0	3.9	2.4	52.1	27.2
事業対象者	n= 9	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	66.7	22.2
要支援認定者	n= 86	0.0	3.5	1.2	2.3	0.0	57.0	36.0
③ 趣味関係のグループ								
一般高齢者	n=1,843	2.2	3.5	4.7	12.0	5.3	46.6	25.8
事業対象者	n= 9	0.0	0.0	0.0	44.4	11.1	44.4	0.0
要支援認定者	n= 86	1.2	1.2	3.5	7.0	3.5	51.2	32.6
④ 学習・教養サークル								
一般高齢者	n=1,843	0.6	0.5	1.6	3.2	2.1	59.8	32.2
事業対象者	n= 9	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	66.7	22.2
要支援認定者	n= 86	0.0	0.0	0.0	2.3	1.2	58.1	38.4
⑤ サロン等介護予防のための通いの場								
一般高齢者	n=1,843	0.4	0.4	0.5	2.8	0.9	63.0	31.9
事業対象者	n= 9	0.0	11.1	0.0	22.2	22.2	33.3	11.1
要支援認定者	n= 86	0.0	4.7	8.1	0.0	1.2	47.7	38.4
⑥ 老人クラブ								
一般高齢者	n=1,843	0.1	0.2	0.8	2.6	13.2	55.5	27.7
事業対象者	n= 9	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2	55.6	22.2
要支援認定者	n= 86	0.0	0.0	2.3	1.2	11.6	51.2	33.7
⑦ 町内会・自治会								
一般高齢者	n=1,843	0.3	0.2	1.0	5.2	27.1	39.2	27.0
事業対象者	n= 9	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
要支援認定者	n= 86	0.0	0.0	0.0	4.7	9.3	50.0	36.0
⑧ 収入のある仕事								
一般高齢者	n=1,843	15.5	5.9	1.4	2.2	1.8	46.8	26.4
事業対象者	n= 9	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	66.7	22.2
要支援認定者	n= 86	3.5	2.3	0.0	0.0	0.0	53.5	40.7



■参加者としてグループ活動等に参加してみたいか



■介護予防のための教室への参加と関心状況





(3) 介護実態調査

① 介護保険サービス・介護保険サービス以外の利用状況と利用意向

介護保険サービス（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外）の利用状況は69.6%の人が「利用している」、24.8%の人が「利用していない」と回答しています。利用していない理由としては「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が最も高くなっています。

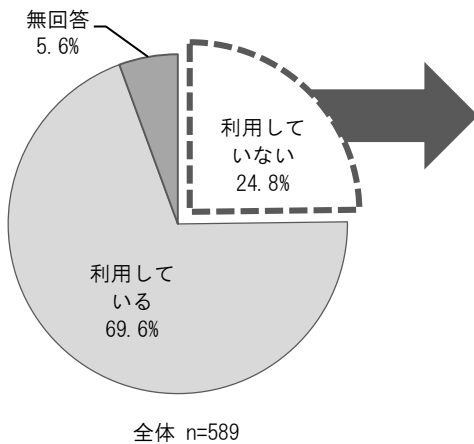
介護保険サービス以外の利用状況では、66.2%の人が「利用していない」と回答し、いずれのサービスも利用者は1割未満となっています。

一方、在宅生活を今後も続けていくためには、どの支援・サービスが必要だと思うかでは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が32.6%と最も高く、次いで「外出同行（通院・買い物等）」の割合が25.6%となっています。その他のサービスにおいても約1割以上の人が必要であると回答しています。

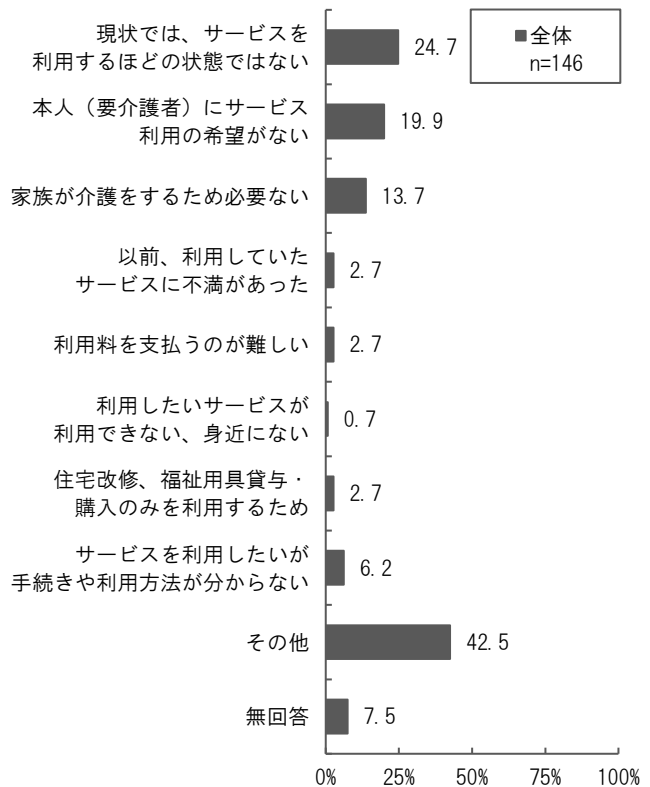


ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯、高齢者世帯の増加が進むなか、家族による介護なども困難になることが予想されます。必要な時に必要とするサービスを受けることができるよう、サービスの利用促進や多様な主体が支援の担い手となることが求められています。

■ 介護保険サービスの利用状況

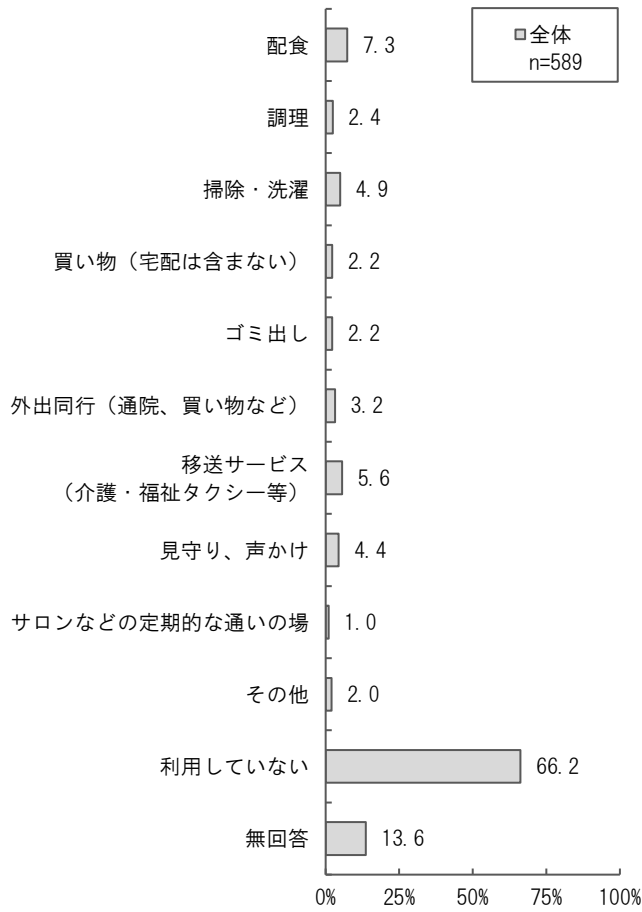


■ 介護保険サービスを利用していない理由（複数回答）

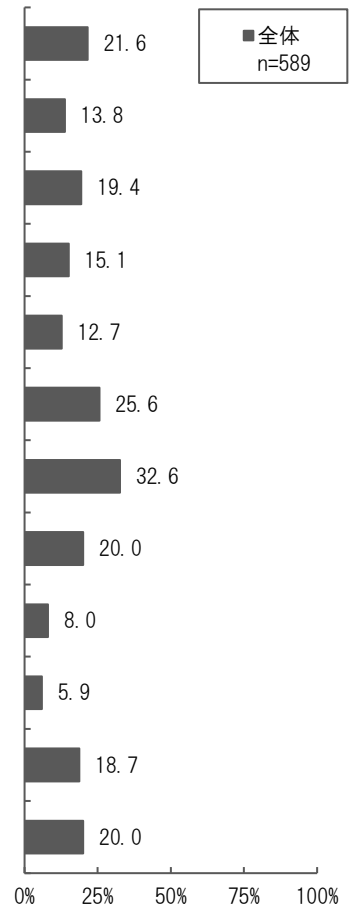




■ 介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況



■ 今後の在宅生活の継続に必要な支援・介護保険サービス



② 介護者の状況

主な介護者の年齢は「60代」の割合が29.9%と最も高く、次いで「70代」の割合が22.8%、「50代」の割合が22.3%となっています。

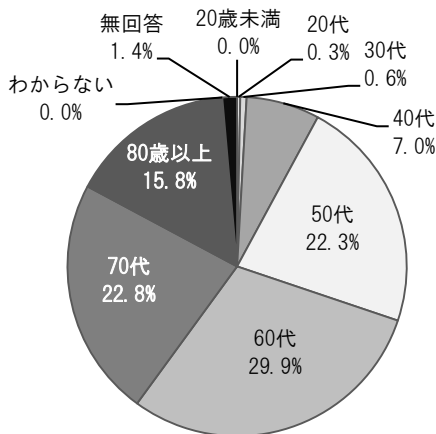
主な介護者の就労状況では、「フルタイムで働いている」(18.0%)と「パートタイムで働いている」(21.7%)を合わせた39.7%の人が介護と仕事を両立しています。

現在、介護と仕事を両立している人のうち、今後も働きながら介護を続けていけるかについて、約6割の人が「問題はあるが、何とか続けていける」と回答しています。



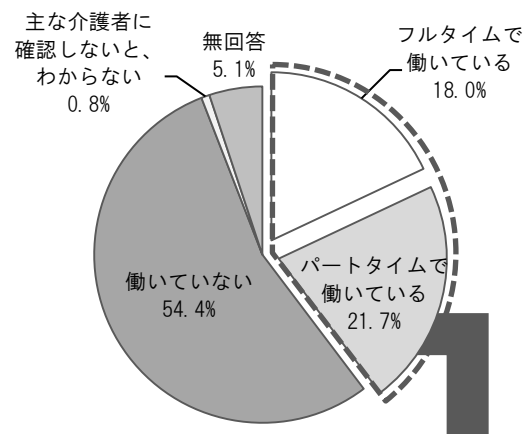
老老介護の実態から介護者の「共倒れ」や「介護と仕事の両立にともなう負担増」などのリスクが考えられます。介護を受ける側にとっても、介護者にとっても満足いく在宅介護を継続していけるよう、介護の補助的なサービスの充実に加え、介護生活から離れリフレッシュできる機会づくりを保険者やサービス提供者側から積極的に提案できる体制づくりや、介護について話し合える機会など交流の場の提供や参加勧奨等をはかる必要があります。

■ 主な介護者の年齢



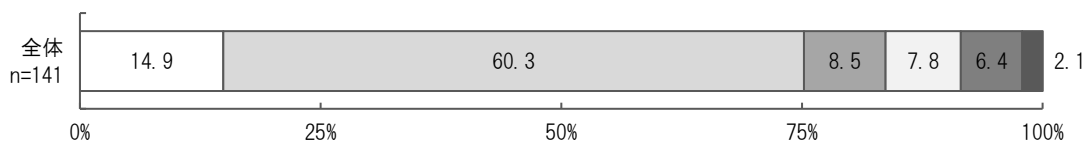
全体 n=355

■ 主な介護者の現在の勤務形態



全体 n=355

■ 今後も介護と仕事を両立していけるか (現在就労中の主な介護者のみ)



□問題なく、続けていける □問題はあるが、何とか続けていける ■続けていくのは、やや難しい □続けていくのは、かなり難しい ■主な介護者に確認しないと、わからない ■無回答



(4) 介護保険事業所・介護支援専門員調査

① 人材確保について

介護支援専門員の業務にやりがいを感じているかでは、約8割が「感じている」と回答しています。

介護保険事業者における運営上の課題は、「職員の確保」の割合が85.9%と最も高く、次いで「職員の資質向上」の割合が62.5%となっています。

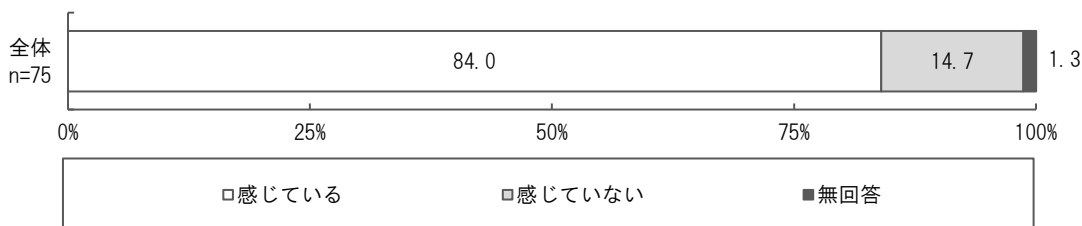
介護保険事業者において、事業所で特に不足している職種は「介護職員」(60.9%)が最も高くなっています。

介護人材確保への取組みとしては、「求人広告掲載」の割合が65.6%と最も高く、次いで「新卒・中途採用枠の拡大」の割合が45.3%となっています。

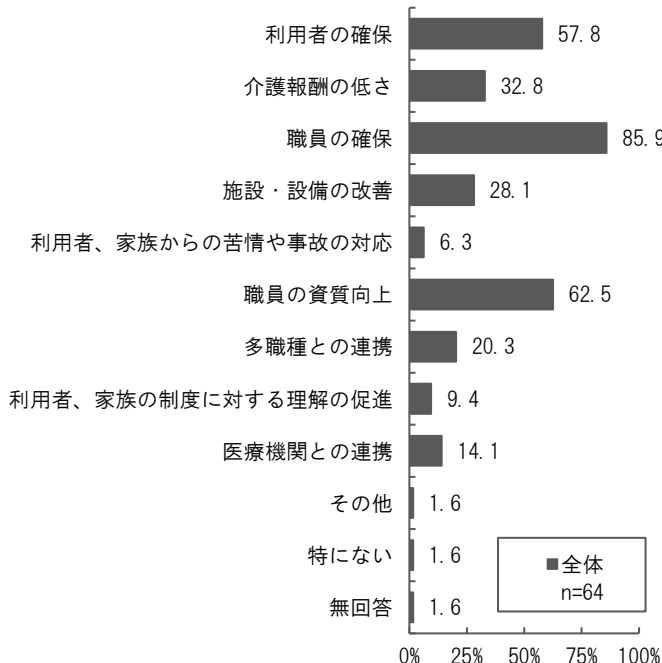


全国的にも介護人材の離職率は高い状況にあり、本市でも介護人材の確保は課題となっています。介護の仕事に就いている人、また、復職も含めた介護の仕事に就こうと考えている人の「不安や不満」を取り除き、介護職の魅力発信に努めるとともに、やりがいを持って働き続けられる環境作りなど離職防止に向けた取組みを行い、介護人材の定着支援を強化する必要があります。

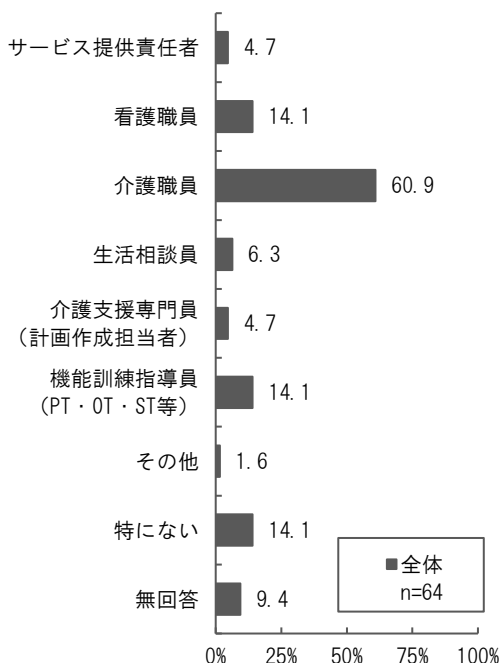
■介護支援専門員としてのやりがいを感じているか（介護支援専門員）



■運営にあたっての課題（介護保険事業者）

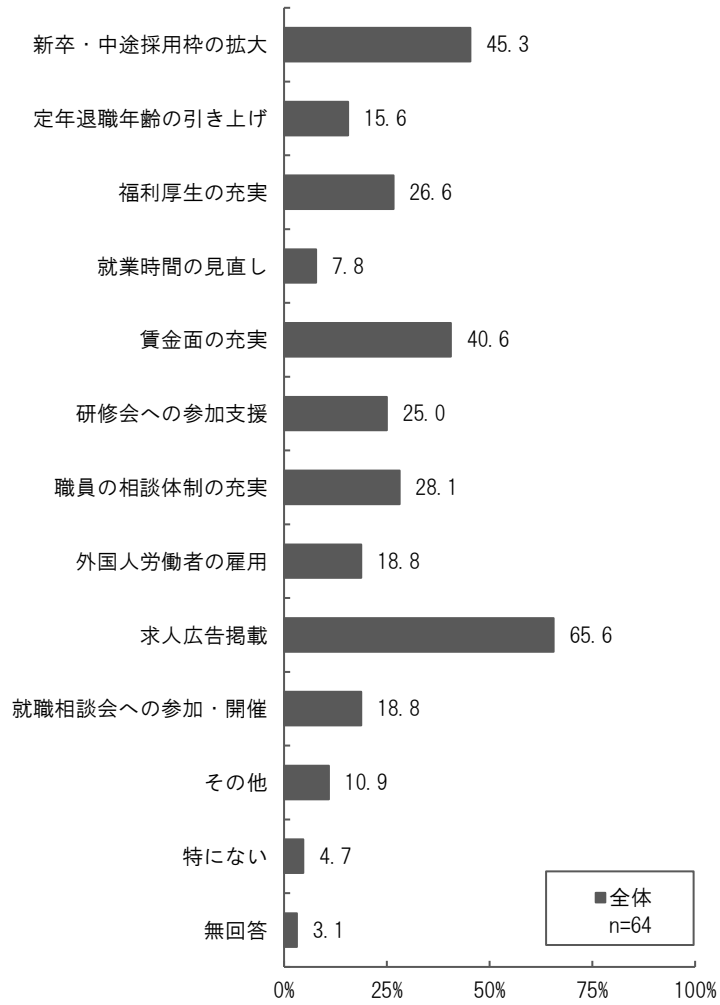


■事業所で不足している職種（介護保険事業者）





■介護人材確保については、どのように取り組んでいるか（介護保険事業者）





第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

2025（令和7）年・2040（令和22）年を見据えた本市の将来像は、地域で暮らすさまざまな人々の違いや多様性を認め合い、ともに支え合い・かかわり合いながら、いつまでも住み慣れた地域で暮らしが可能となるよう地域包括ケアシステムを推進し、安心して暮らせる高齢社会を創造することが必要です。また、高齢者の方々も、支えられるだけでなく、それぞれの能力や個性を發揮して支える側となり、ともに支え合い・助け合いという地域共生社会の実現が求められています。

そのため、一人でも多くの高齢者が健康かつ生涯現役でいられるよう、健康づくりや介護予防、認知症予防の支援、介護ボランティアの担い手等を推進していきます。また、ひとり暮らしや高齢者世帯となって日常生活に不安や不便が生じるようになっても、あるいは介護が必要になっても、安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、多様な主体が協力、連携して、介護や支援が必要な高齢者やその家族を支えていける地域包括ケアシステムを推進します。

本計画では、「みんなで支え、みんながかかわり、安心して暮らせるまち」を基本理念として掲げ、それを実現するための6つの基本目標を設定し、施策を計画的に推進します。

計画の基本理念

**みんなで支え、みんながかかわり、
安心して暮らせるまち**



2 基本目標

本計画の策定に際し、以下の6つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの推進

全ての高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで住み続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進します。

また、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者に適切なサービスが提供できるよう、人材確保を強化しつつ、切れ目のない在宅医療・介護の提供を推進します。

基本目標Ⅱ 健康づくりと生きがいづくりの推進

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するとともに、高齢者自身の介護予防や健康の大切さへの認識を深められるよう働きかけます。

また、高齢者が地域の人たちとの交流やボランティア活動や就労等地域の担い手として活躍することを通して、生きがいを見つけながらいきいきと生活ができるよう高齢者の社会参加を促進します。

基本目標Ⅲ 認知症施策の推進

認知症の進行を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の意見を踏まえ、共生と予防を柱とした認知症施策を推進します。

基本目標Ⅳ 生活支援の推進

住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送ることができるよう、地域の支え合いの仕組みづくりを推進し、高齢者の日常生活支援の充実をはかるとともに、要介護者を介護する家族の負担を軽減する支援や労働環境の整備等を推進します。

基本目標Ⅴ 安全に安心して暮らせるまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていけるよう、快適な生活環境と住宅の提供に加えて、地域との支え合いによる防犯や防災対策、また、感染症対策や権利擁護等さまざまな視点から高齢者の安全を守るサービスの充実をはかります。

基本目標Ⅵ 介護保険事業の充実

必要な介護保険サービスを受けることができ、地域で安心して住み続けられるよう、各種サービスの確保と充実をはかるとともに、市内事業所等と連携をはかりながら、利用者の多様なニーズに対応した適切なサービス提供体制に努めます。

また、効果的・効率的な介護給付の推進をはかり、介護保険事業の運営の適正化をはかりながら介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築につなげます。



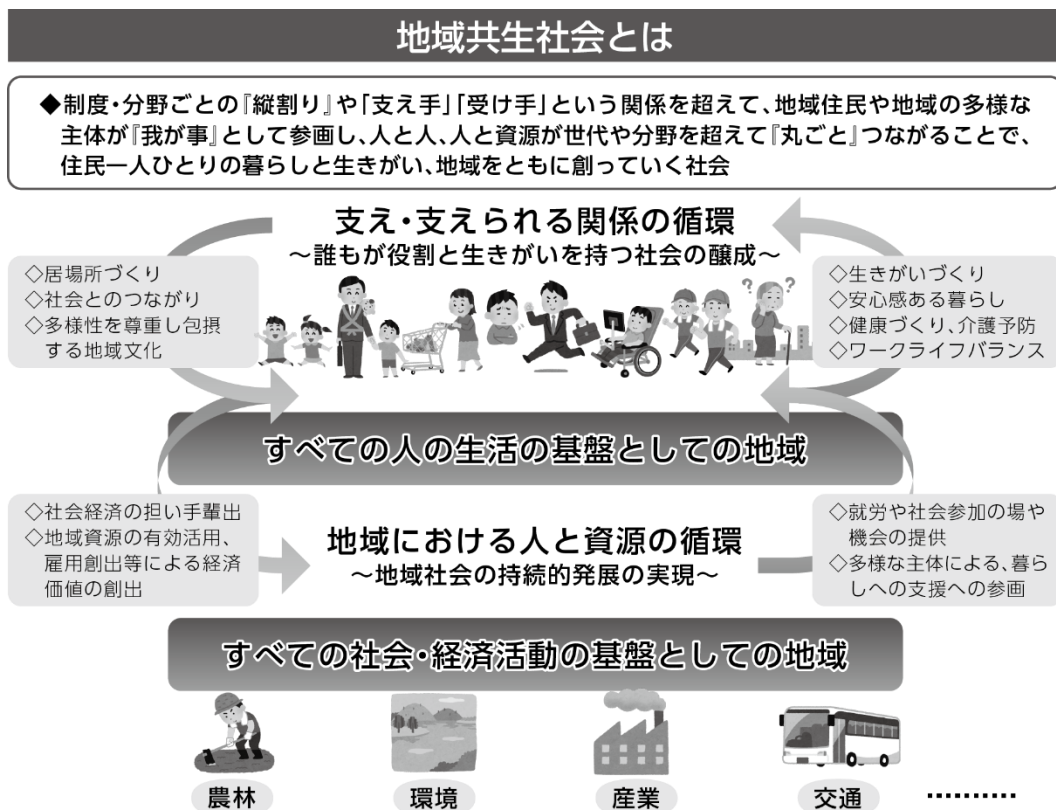
3 地域共生社会の実現に向けて

今後、高齢化が一層進む社会の中で、地域で高齢者の生活を支える「地域包括ケアシステム」は、地域共生社会実現に向けた中核的な基盤となるものです。

その実現に向けては、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」が改正され、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備が市町村の努力義務とされました。

これまで、介護保険制度においても地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策等の地域づくりに関係する取組を進めてきましたが、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」においては、2040（令和22）年を見据えた地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設等社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。


今後は、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的にする重層的支援体制の整備を踏まえながら、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指します。





4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
みんなで支え、みんなでかかわり、安心して暮らせるまち	I 地域包括ケアシステムの推進	(1) 地域包括支援センターの機能強化
		(2) 地域における支え合いの推進
		(3) 在宅医療と介護の連携強化
		(4) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保
		(5) 業務効率化の取組強化
	II 健康づくりと生きがいつくりの推進	(1) 健康づくり・介護予防の推進
		(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
		(3) 保健事業と介護予防の一体的実施の推進
		(4) 社会参加の促進
	III 認知症施策の推進	(1) 普及啓発・本人発信支援及び予防対策
		(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
		(3) 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援
	IV 生活支援の推進	(1) 生活支援サービスの提供体制の整備
		(2) 家族介護者支援の推進
	V 安全に安心して暮らせるまちづくりの推進	(1) 安全・安心な生活環境づくり
		(2) 高齢者の住まいの安定的な確保
		(3) 権利擁護の推進
		(4) 防災対策の推進
		(5) 防犯対策の整備
		(6) 感染症対策の体制整備
	VI 介護保険事業の充実	(1) 在宅サービスの充実
		(2) 地域密着型サービスの充実
		(3) 施設サービスの充実
		(4) サービスの質の向上



第4章
施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの推進

〔現状と課題〕

アンケート調査で、終末期を過ごす際に希望する療養場所は「自宅」が4割となるものの、「在宅での看取り診療」や「介護の負担」、「緊急時の対応」等において不安と感じる人が多いことが分かりました。全ての高齢者ができる限り住み慣れた地域で、不安なく人生の最期まで住み続けることができるようにするためには、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。

本市では、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、その拠点となる地域包括支援センターの機能強化として、介護支援専門員に対して資質の向上をはかるため研修会を開催、必要に応じて個別相談等を行いました。また、介護支援専門員や介護保険事業所職員、医療関係者等へ情報を提供する連絡会議等を実施し、連携強化に努めました。

今後、地域包括支援センターの運営にあたっては、目標や地域課題・地域住民に対して果たす役割を定め、高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、今後さらなる機能や体制の強化をはかる必要があります。

■ 地域包括ケアシステムのイメージ





(1) 地域包括支援センターの機能強化

〔方向性〕

今後は、地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、①業務量と業務内容に応じた適切な人員配置、②地域包括支援センター間や行政との業務の役割分担の明確化と連携強化、③PDCAの充実による効果的な運営の継続という観点から、複合的に機能強化をはかっていきます。また、地域包括支援センター運営協議会と連携をとりながら、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切に評価を行うとともに、積極的な体制強化に向けて、保険者機能強化推進交付金等を活用します。

また、認知症施策、在宅医療・介護連携に係る施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進等との連携が必要であることから、これらの事業を効果的に推進するため、事業実施者等と地域包括支援センターとの連携をはかります。

〔事業・取組〕

① 初期段階での相談対応

【事業内容】

住民が安心して日常生活を送ることができるよう、地域のさまざまな相談の場を通じて、サービスまたは制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。

② 継続的・専門的な相談支援

【事業内容】

初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わるさまざまな関係者からのより詳細な情報収集を行います。加えて、相談者のその時々々の身体・生活状態の把握や、関係機関及び多職種との連携により、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定します。

③ 生活支援サービス事業対象者に対するケアマネジメント

【事業内容】

基本チェックリスト該当者に対して、介護予防・生活支援によるサービス等が適切に提供できるよう介護予防ケアマネジメントを行います。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ケアマネジメント 実施件数(件)	933	1,218	1,300	1,390	1,480	1,580

④ 要支援認定者に対するケアマネジメント

【事業内容】

要支援認定者を対象に、重度化を予防するためのケアマネジメント業務（介護サービス計画（ケアプラン）の作成等）を行います。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
介護給付実施件数 (件)	3,719	3,745	3,800	3,860	3,920	3,980

⑤ 日常的個別指導・相談

【事業内容】

介護支援専門員に対する介護サービス計画（ケアプラン）の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談への対応、情報交換等の支援強化をはかります。

また、介護支援専門員の資質向上をはかるため、研修会や制度・施策等に関する情報提供等の支援を行います。

⑥ 支援困難事例等への指導・助言

【事業内容】

介護支援専門員が抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

⑦ 包括的・継続的なケア体制の構築

【事業内容】

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、市内の介護保険事業所及び施設に介護保険制度や保健福祉サービスに関する情報提供や事業所間の情報交換をするための連絡会議等を定期的に行います。

⑧ 地域における介護支援専門員のネットワークの形成

【事業内容】

愛西市介護支援専門員連絡協議会では、地域包括支援センター職員も参加し、定期的に会議を行っています。今後も、介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定する等、介護支援専門員のネットワークを構築します。

また、介護支援専門員と医療機関との連携の強化が必要であることから、かかりつけ医を中心とする医療機関と在宅の連携システムを検討します。

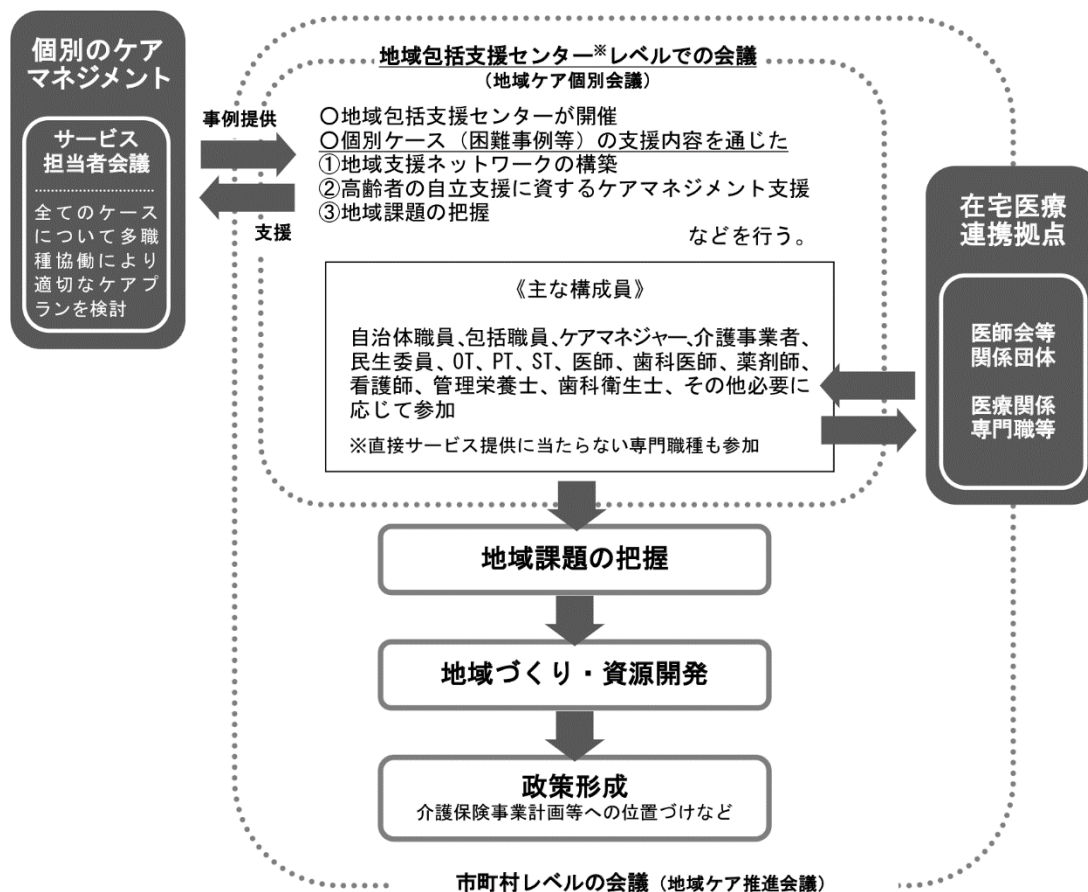
⑨ 地域ケア会議の推進

【事業内容】

圏域ごとに開催されている地域ケア個別会議等で抽出した地域課題をもとに、地域ケア推進会議を開催し、課題解決等をはかります。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
地域ケア個別会議 開催回数(回)	28	15	20	30	30	30

■ 地域ケア会議の推進



(2) 地域における支え合いの推進

〔方向性〕

本市においては、三世帯世帯が多い一方、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯、高齢者世帯も増加しています。これに伴い、認知症高齢者も増加していることが推測され、地域における支え合いの重要性が高まっています。住民同士が声かけや見守り活動等、支え合いによる地域共生社会を目指した地域づくりが必要となってきます。

少子高齢化の進行や単身世帯の増加等を背景に、人々が暮らしていく上での課題がより複雑化・複合化しています。また、人と人とのつながりが希薄になることで、孤立し困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結び付かないことにより課題が深刻化しているケースが増えています。住民への意識の啓発を積極的に行い、地域の問題を「我が事」と捉え、何らかの支援を必要とする人たちへの見守り、声かけ、手助け等の助け合いや、地域社会の共通問題の解決に向けた活動やその他ボランティア活動等、地域全体で解決をしていく仕組みづくりが必要です。

〔事業・取組〕

① 孤立死防止・早期発見に向けた取組

【事業内容】

住民に対して孤立死防止対策の必要性について積極的に啓発するとともに、地域の関係団体と一体的に孤立死防止活動を推進します。また、住民の協力が不可欠であることから、住民に地域活動への参加を促進します。

② 地域の防犯活動の促進

【事業内容】

市防犯協会や地域の自主防犯団体等と協力して、地域での声かけ運動、プライバシーに配慮した緊急連絡網の整備・活用等により地域の安全活動を支援します。

地域ぐるみの防犯対策として、スクールガードによる登下校の時間帯の見守り活動に、高齢者のマンパワーを活用します。



(3) 在宅医療と介護の連携強化

【方向性】

在宅医療・介護連携を計画的かつ効果的に推進するため、平成30年度から海部地域7市町村合同で海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター（あまさぼ）を設置し、在宅医療・介護連携推進事業を実施するほか、平成28年度に導入した電子@連絡帳システム「つながろまい愛西」の活用促進をはかります。

また、看取りに関する取組や、地域における認知症の人への対応力の強化に努めます。

さらに、感染症や災害時においても継続的なサービス提供を維持するため、地域における医療・介護の連携が一層求められることから、海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター（あまさぼ）を中心に、関係者の連携体制や対応を検討していきます。

【事業・取組】

① 在宅医療の充実

【事業内容】

在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、利用者等の急変時等の連絡体制も含め、医療機関や訪問看護事業者等と連携し、在宅医療・介護サービス提供体制の充実をはかります。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ICT登録患者数	237	280	300	350	400	450

② 利用者の状態を踏まえたサービス提供

【事業内容】

利用者の状態にあわせた訪問介護、通所介護等のサービスを提供します。

③ 利用者の個別性を踏まえた意欲を高めるサービス提供

【事業内容】

利用者本人の意向を尊重し、介護度の維持・改善がはかられるよう総合的かつ効果的なプログラムによるサービスを提供します。

④ 施設から在宅への移行支援

【事業内容】

利用者の状態や環境を考慮し、住み慣れた自宅や地域で暮らすことが可能になるための支援を行います。

⑤ 在宅医療・介護連携の推進

【事業内容】

医療と介護を必要とする高齢者が、できる限り自宅等の住み慣れた地域で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応及び看取り等のさまざまな局面で医療・介護・福祉の連携をはかり、在宅医療の必要性や課題を協議する体制を整備し、在宅医療を中心とした地域包括ケアシステムを構築します。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ICT登録事業所数	82	80	83	84	85	86



(4) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保

〔方向性〕

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、介護給付サービスや地域支援事業に携わる質の高い人材を安定的に確保するための取組が必要です。

そのため、必要な介護人材の確保には令和7年を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に伴って必要となる人材の確保のため、総合的な取組を推進します。その際には、地域の関係者とともに処遇改善や若年層・中高年齢層・子育てを終えた層・高齢者層等や他業種からの新規参入を促進し、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的人材の復職・再就職支援、離職防止・定着促進のために働きやすい環境の整備、介護仕事の魅力向上、外国人介護人材の受入れ環境の整備を行います。

(5) 業務効率化の取組強化

〔方向性〕

少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービスが提供できるよう、業務の効率化及び質の向上に取り組むことが不可欠となります。

介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、一般高齢者の参入による業務改善、複数法人による協同組合の推進等による生産性の向上や介護現場の革新等に一体的に取り組みます。

基本目標Ⅱ 健康づくりと生きがいつくりの推進

〔現状・課題〕

健康寿命の延伸のためには、日頃から健康づくりや介護予防が必要となります。また、健康づくりを個人の問題にとらえることなく、地域全体で介護予防の機運を高め、取り組んでいくことが必要です。

その取組として地域の実情に合わせた様々な高齢者サロン活動が行われています。第7期計画期間中にサロンの数も増加し、今後も増加が見込まれています。また、「老人憩いの家」においては施設の周知をはかることで、年間を通して、ほぼ毎日の利用があり、高齢者の趣味や体操等健康づくり・介護予防につながりました。

また、介護予防・日常生活支援総合事業においては、平成31年4月からは訪問型サービスDも開始し、日常生活支援の充実をはかりました。

一方、アンケート調査では、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加したいかについて、一般高齢者の約5割に参加意向があるものの、現状、グループ活動等に「参加していない」割合が高く、また、介護予防教室参加への関心の有無について、「関心はあるが参加する予定はない」や「関心がない」と回答した割合が高い状況です。

自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組として、住民や事業者等地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発を強化し、活動の周知をはかるとともに、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進等、地域の実態や状況に応じたさまざまな取組が必要となります。また、それらを推進するにあたっては、地域支援事業等に関するデータやアウトカム指標含む評価指標を活用し、PDCAサイクルに沿って取組の評価を行い、達成状況を検証していく必要があります。

また、令和元年の健康保険法改正による改正後の介護保険法等では、高齢者の心身の多様な課題に対応してきめ細かな支援を行うため、介護予防を進めるにあたっては高齢者保健事業と一体的に実施することが求められており、実施にあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め国民健康保険担当部局等と連携して取組を進める必要があります。



(1) 健康づくり・介護予防の推進

〔方向性〕

健康寿命の延伸のために、日頃からの健康づくり等介護予防を意識した取組を進めています。高齢者サロン活動は高齢者の交流や生きがいつくりの場として重要であることから、今後も引き続き高齢者サロン活動の推進や、高齢者の主体的な活動の支援に努めます。

また、保健センターが行っている健康増進事業を推進し、高齢社会にともなう健康問題に対して、関係各課が課題を共有し、横のつながりを強化します。

〔事業・取組〕

① サロン活動の推進

【事業内容】

高齢者サロン活動は、住民主体型の通所型サービスB及び住民が自主的に開催しているサロンがあり、地域の実情に合わせた活動が実施されています。住民のサロン活動のうち一部は、社会福祉協議会で助成を行っています。今後も高齢者の生きがいつくりとともに、地域の助け合いにつなげるため、感染症対策の啓発も行いながら、事業を推進します。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
通所型サービスB 実施団体数	6	10	13	15	17	19
サロン活動 実施団体数	41	47	49	55	60	65

② 老人福祉センターの充実

【事業内容】

高齢者の活動拠点として、老人福祉センターの施設の維持管理を進めるとともに、高齢者の活動を主体とした健康増進等のサービスの充実をはかります。

③ 老人憩いの家の利用促進

【事業内容】

老人憩いの家の周知をはかるとともに、趣味活動や行事への参加等、高齢者の主体的な活動を支援します。

④ 保健センター事業の推進

【事業内容】

乳幼児から高齢者までの健康づくりを支援するため、各種保健事業等身近で質の高い保健サービスを提供するとともに、住民の健康相談のニーズに対応します。

高齢者の健康づくりを支援するため、バランスの良い食生活、口腔機能の維持、身体活動によって体力維持をはかり、生活の質の向上をはかるための取組を進めていきます。また、高齢社会に伴う健康問題に対して、関係各課が課題を共有し、横のつながりを強化して総合的に事業を推進します。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出前講座等 健康教育の 実施回数(回)	37	43	5	45	45	45



(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

〔方向性〕


一般介護予防事業の推進にあたっては、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけでなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活ができる環境の調整及び地域づくり等、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要です。

効果的なアプローチ実践のため、地域における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、高齢者の自立支援に向けた取組を推進し、要介護状態等になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。さらに、多様なサービスである短期集中予防サービスや、地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携して推進します。

また、効果的・効率的な取組となるよう、令和2年の法改正も踏まえた地域支援事業等に関するデータやアウトカム指標含む評価指標を活用するとともに、PDCAサイクルに沿って取組を進めます。

さらに、介護予防・日常生活支援サービス事業の推進にあたっては、支援の必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成等を通じ、生活支援・介護予防サービスを担う事業者の支援とともに、協働体制の充実・強化をはかり、生活支援・介護予防サービスを整備していきます。

また、令和3年度から必要があれば居宅要介護認定者も総合事業の利用が可能となったことから、総合事業のサービス単価を適正に定め、事業を推進していきます。


〔事業・取組〕

一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

【事業内容】

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

② 介護予防普及啓発事業

【事業内容】

介護予防に資する基礎的な知識を普及啓発することを目的に、フレイル(虚弱)予防に向けた教室の開催や地域サロンへの支援を行います。

また、フレイル予防・オーラルフレイル(口腔機能の虚弱)予防に向けたパンフレット等の作成し、配布します。

③ 地域介護予防活動支援事業

【事業内容】

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修の実施に向けて検討します。また、介護予防に資する地域活動組織としてのサロンの育成・支援を実施します。

④ 一般介護予防事業評価事業

【事業内容】

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から、総合事業全体を評価します。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

【事業内容】

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

また、サロンへリハビリテーション専門職を派遣し、技術支援を実施します。



介護予防・生活支援サービス事業

⑥ 訪問型サービス

【事業内容】

要支援者等に対し、既存の介護事業所による身体介護・生活援助に加えて、NPO、民間企業、ボランティア等地域の多様な主体を活用し、掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

⑦ 通所型サービス

【事業内容】

要支援者等に対し、既存の介護事業所による機能訓練等の通所介護に加えて、NPO、民間企業、ボランティア、サロン、専門職が関与する教室等地域の多様な主体を活用し、運動や交流の場等、日常生活上の支援を提供します。

⑧ その他の生活支援サービス

【事業内容】

＜配食サービス事業＞要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りを行います。

＜高齢者見守り訪問事業＞在宅のひとり暮らし高齢者に対して、見守り訪問員を派遣し、高齢者の孤独感の解消及び安否の確認をはかります。

⑨ 介護予防ケアマネジメント

【事業内容】

基本チェックリストを活用・実施し、要介護（要支援）認定を受けなくても総合事業によるサービスを簡便・適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ケアマネジメント 実施件数(件)	933	1,218	1,300	1,390	1,480	1,580



(3) 保健事業と介護予防の一体的実施の推進

〔方向性〕

「健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」による改正後の介護保険法等に基づき、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて第8期計画期間中に事業開始ができるよう推進します。

一体的な実施にあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め国民健康保険担当部局等と連携して取組を進めるとともに、「高齢者の医療の確保に関する法律」（第125条の2第1項）に基づき、本市が定める基本的な方針と整合をはかりながら具体的に事業を推進します。

高齢者のみならず、全ての人々が住み慣れた地域で生涯にわたって健康でいられることは生活の質（QOL）の向上や生きがいにつながるだけでなく、地域の活性化にもつながります。本市では、今後も住民一人ひとりの主体的かつ継続的な健康づくり活動の推進に向け、健康づくりに関する情報提供や機会・場の提供に努め、健康寿命の延伸をはかります。また、保健指導の充実、医療機関への受診勧奨等にも取り組み、高齢者のフレイル状態を把握した上で適切な医療サービス等につなげる等、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。



(4) 社会参加の促進

〔方向性〕

自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の一環として、高齢者が生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。具体的には、高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、高齢者がこれまでに得た技能や経験を活かしたボランティア活動、就労的活動を通じて、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場の提供に努めます。

〔事業・取組〕

① 多様な学習活動の促進

【事業内容】

高齢者が人生をより豊かに元気で楽しく年齢を重ねていくために地域の人たちと交流し、生きがいを見つけながら生活できるよう自主的な学習活動を支援します。

本市で実施している「健康・リフレッシュ講座」、「趣味・ものづくり講座」、「文化・教養講座」等のさまざまな講座の充実をはかり、住民誰もが楽しめる講座の充実と利用促進をはかります。

単 位	実績		見込み 令和2年	計画		
	平成30年	令和元年		令和3年	令和4年	令和5年
講座参加者数(人)	3,388	3,474	677	3,100	3,120	3,140

② スポーツ活動の促進

【事業内容】

本市では、高齢者の体力の維持、増進と介護予防だけでなく、地域での交流や見守り、閉じこもり予防の視点から、幅広い世代で行えるニュースポーツの紹介としてのイベントであるニュースポーツフェスティバル、ジョギング、ウォーキングをはじめ、総合型地域スポーツクラブの教室及び指定管理者による自主事業等、高齢者向けのスポーツ教室を多数開催していますが、企画内容によっては、参加者が減少傾向になっています。今後、各種事業の周知をはかるとともに、誰もがスポーツ活動に参加しやすい環境づくりの充実に努めます。

単 位	実績		見込み 令和2年	計画		
	平成30年	令和元年		令和3年	令和4年	令和5年
クラブ会員数(人)	358	362	341	800	800	800

③生涯学習の機会・活動の場の充実

【事業内容】

体育館等の施設については、指定管理者の導入により民間事業者の持つノウハウを活用し、スポーツ施設の有効利用や自主事業によるソフト面での住民サービスの向上をはかっています。住民のニーズ等を踏まえながら、スポーツ施設の整備・充実に努めます。

図書館については、高齢者の利用にあたって表示の字が小さく、わかりにくい機器やインターネットの利用が難しい等、高齢者ゆえの利用の課題があります。さらには、移動手段がないため、図書館に行きたくても行けない高齢者もいます。こうした課題を踏まえて、高齢者にも使いやすい図書館づくりに努めます。

④老人クラブ活動の支援

【事業内容】

老人クラブ会員の高齢化による会員の減少や組織率が低下していることから老人クラブ活性化、新規会員の確保に向けた取組を支援します。

⑤地域活動参加へのきっかけづくり

【事業内容】

地域活動参加へのきっかけづくりとなるように、本市広報・ホームページ・チラシ等による情報提供を充実し、生涯学習の教室や講座の周知をはかります。また、高齢者には、広報やホームページの情報が届きにくいので、高齢者のサークル活動の参加者から人づてに伝える等、新たな仕組みづくりも検討します。



⑥ 知識や経験・学習成果を活かす支援

【事業内容】

人材活用の取組として、ボランティアの人材登録や利用の相談があった場合は、今後とも社会福祉協議会において、ボランティア連絡協議会を通じコーディネートを行います。

地域の多様な経験や技能を持つ高齢者の豊かな社会資源を活用したプログラムを継続的に実施し、地域と連携した教育環境の充実に努めます。

平成25年8月に、愛西市観光ボランティアガイドが設立されました。木曾川観光船事業での増便運行、蓮見の会や尾張津島天王祭等活躍の機会が年々増えています。今後とも本市の観光事業のガイド役として引き続き活動を展開します。

高齢者の知識や経験・学習成果を活かすことは、高齢者の生きがいがいづくりにつながるだけでなく、地域の活性化にはかかせない取組であるため、関係各課が連携しながら、人材活用の取組を推進します。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ボランティア団体等の数	42	40	35	36	37	38

⑦ シルバー人材センターの充実

【事業内容】

働く意欲のある高齢者にふさわしい就業機会を提供するためシルバー人材センターと連携します。社会のニーズに合った事業創設、事業の普及啓発、会員の確保、就業率の向上がはかれるよう、支援していきます。

介護保険法改正にともない生活支援等の事業を拡大し、シルバー人材センターの活性化をはかります。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
登録会員数(人)	280	268	280	290	295	300
入会率(%) (正会員/60歳以上人口)	1.22	1.16	1.2	1.23	1.25	1.28
就業件数(件)	3,850	3,805	3,850	3,860	3,870	3,880

⑧ 起業化等支援

【事業内容】

高齢者自身が、これまでに培った経験・知恵・技能を活かし、家庭や地域社会の担い手として積極的に活躍できるよう、NPO設立等の情報提供や紹介等のサポートを行います。

基本目標Ⅲ 認知症施策の推進

〔現状・課題〕

本市においても、今後ますます高齢化が進む見込みであり、それに伴い認知症高齢者も増加することが予想され、その対策が求められます。

そのため本市では第7期計画期間中、認知症サポーターの養成講座、認知症講演会を定期的に行い、認知症に対する正しい知識の習得と正しい理解に関して普及に努めました。認知症サポーター養成講座については、受講対象者を小中学校や企業に広げたことで、受講者数が増加しました。

また、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、医療関係者や介護現場に携わる専門職を講師に招き、地域住民に対し認知症高齢者を地域で支えていくための知識や技術習得する機会を提供しました。

一方、アンケート調査では、一般高齢者における心身の機能低下では「認知機能の低下」該当者が約4割と最も高く、さらに要介護者のうち約4割が「認知症」を抱えている状況です。

認知症施策は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症高齢者やその家族の意見も踏まえて、「共生」と「予防」の施策を推進することが重要です。そのため、新たに定められた「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すとともに、認知症の人とその家族を地域で支え合える仕組みづくり等の施策を展開していくことが求められています。



(1) 普及啓発・本人発信支援及び予防対策

〔方向性〕

認知症サポーターの養成等を通じて認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の本人からの発信支援に取り組みます。

また、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、「通いの場」における活動の推進等、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進します。

〔事業・取組〕

① 認知症サポーターの養成

【事業内容】

認知症キャラバン・メイト養成講座の受講者が、住民や職域の集まり等に出向いて認知症に関する講座(認知症サポーター養成講座)を開催し、認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその家族を支援する人材の充実をはかります。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知症サポーター数(人)	2,259	3,084	3,200	3,800	4,400	5,000

② 認知症講演会

【事業内容】

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、医師・薬剤師等の専門家を招き、より多くの住民や関係者に認知症に関する知識を普及するため講演会を実施します。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知症講演会参加人数(人)	49	21	25	40	50	60

③ 認知症の予防活動の推進・認知症に関する普及啓発

【事業内容】

地域において認知症に対する誤解や偏見を解消し、正しい理解が広まるよう、引き続き認知症講演会の実施、認知症サポーターの養成を進めます。

(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

〔方向性〕

認知機能低下のある人（軽度認知障害を含む）や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等のさらなる質の向上や連携の強化を推進します。また、医療従事者の認知症対応力向上のための取組に対しては医療機関等へ協力要請を行います。

また、認知症高齢者に対して、一人ひとりの状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上のための取組を推進するとともに、認知症高齢者の家族等介護者の負担軽減や生活と介護の両立がはかれるよう、認知症高齢者及びその介護者が集う「認知症カフェ」等の取組を推進します。

〔事業・取組〕

① 認知症初期集中支援推進事業

【事業内容】

認知症高齢者やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知症初期集中支援チーム訪問支援者数(人)	27	21	15	35	40	45

② 認知症地域支援推進員等設置事業

【事業内容】

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携をはかるための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う体制を整備します。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知症地域支援推進員設置人数	4	5	5	6	7	8



③ 認知症ケア向上推進事業

【事業内容】

行動・心理症状等の対応困難な事例に関するアドバイスの実施や、家族や住民が認知症に関する知識を習得・情報交換する場の提供を行う等、認知症ケアの向上推進をはかる体制を整備します。

④ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

【事業内容】

地域において、徘徊高齢者の早期保護を目的に、市内に居住するおおむね 65 歳以上の認知症による徘徊高齢者や初老期認知症の高齢者を介護する家族に、探索端末機器を貸与し、介護する家族の負担軽減をはかります。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
徘徊高齢者家族支援サービス事業利用者	1	2	1	2	2	2

⑤ 家族介護継続支援事業

【事業内容】

専門的な介護方法や技術を助言し、介護負担の軽減をはかります。また、介護者の精神的負担等の軽減をはかるため、介護者のつどいを実施します。

⑥ 高齢者見守りステッカー配布事業（新規事業）

【事業内容】

認知症等で行方不明となった高齢者を市民が発見・保護した際、安否や保護場所を家族にいち早く知らせることを目的に、認知症のある高齢者に登録番号等を付したステッカーを交付します。また、ステッカーを効率的に活用するために、行方不明となった高齢者を検索する訓練等を実施します。



(3) 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

〔方向性〕

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けられるよう、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進します。

また、若年性認知症も含めた全ての認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等が認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（以下「チームオレンジ」という。）の構築、成年後見制度の利用促進等、地域における支援体制の整備を推進します。

〔事業・取組〕

① 認知症対応型通所介護

【事業内容】

認知症の通所介護については、住民ニーズを踏まえて検討します。

② 認知症対応型共同生活介護

【事業内容】

現在、佐屋地区、佐織地区、八開地区にそれぞれ1か所(計6ユニット・54名)あります。今後も住民ニーズを踏まえて検討することとします。

③ チームオレンジの構築

【事業内容】

認知症サポーター等が認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みづくりとして、「チームオレンジ」の構築をはかります。そのため、認知症の人やその家族の支援ニーズに把握に努めるとともに、チームメンバーとなる認知症サポーター等においては研修等の実施を検討します。



基本目標Ⅳ 生活支援の推進

〔現状・課題〕

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症の人の増加にともない、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援の必要性が高まっています。

そのため本市では、令和2年4月より、配食サービス事業での助成方法を見直し、配食業者数の拡充や普通食以外の配食を可能とする等、さまざまなニーズに対応できるようサービスの整備を行いました。また、令和2年7月より高齢者福祉タクシー利用助成において助成対象者を80歳以上の全世帯へと拡大しました。

一方、相談件数や利用者が増加していることに加え、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯ではないが、日中独居の人の利用ニーズも高まっている等、利用可能対象者について検討する必要があります。また、アンケート調査からも移送サービスへのニーズが高く、家族の負担軽減や高齢者の健康づくりや介護予防につながる社会参加を促進する観点からも、引き続き移動支援について充実をはかっていく必要があります。

このようにニーズが高まる中で、地域の実情に応じた多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供が必要とされています。

そこで、社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことから、ボランティア活動や就労的活動等、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するための仕組みづくりが期待されます。



(1) 生活支援サービスの提供体制の整備

〔方向性〕

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加が見込まれる中で、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、高齢者の個々の生活状況に応じたきめ細かな支援を推進していきます。

サービスの提供にあたっては、利用者の介護状態によってニーズ等が変わってくることに十分配慮し、事業体制の強化や安全確保に努めます。

また、生活支援サービスのニーズの増加にともない、サービス提供内容の適正化も検討し、持続可能なサービス提供体制の整備をします。

〔事業・取組〕

① 配食サービス事業

【事業内容】

ひとり暮らし高齢者や調理困難な高齢者世帯等に弁当を配達し、栄養改善及び安否確認を実施します。

② 外出支援サービス事業

【事業内容】

常時車いすを必要とする人または、寝たきり状態の人等を対象に移送用車両で居宅と社会福祉施設、医療機関等との間の送迎を行います。

③ 高齢者福祉タクシー利用助成

【事業内容】

80歳以上の高齢者や、65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象にタクシー初乗り運賃及び迎車回送料金を助成します。

④ 車いす専用車貸出事業（社会福祉協議会事業）

【事業内容】

車いすに座ったまま移送することのできる軽自動車の貸し出しを行います。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延利用者数	148	180	160	180	200	220



⑤ **買い物支援バス事業（社会福祉協議会事業）**

【事業内容】

スーパー等の店舗から遠く、ひとり暮らし等で外出の援助を得ることが困難な高齢者のために、店舗への送迎を行います。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実利用者数(人)	47	58	63	69	75	82
延利用者数(人)	264	352	293	425	467	513

⑥ **買い物支援**

【事業内容】

介護予防・日常生活支援サービス事業の訪問型サービス事業を提供するとともに、移動スーパー等の誘致を検討します。

⑦ **寝具洗濯乾燥消毒サービス事業**

【事業内容】

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯で要介護状態にある人等に対し、寝具の洗濯及び乾燥するサービスを行います。

⑧ **福祉用具短期貸出事業（社会福祉協議会事業）**

【事業内容】

車いす等の福祉用具の短期間での貸し出しを行います。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延利用者数	180	215	103	140	180	220

⑨ **家庭ごみ搬出支援**

【事業内容】

高齢化に伴いひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の家庭ごみの搬出が困難となる世帯が増加していることを踏まえ、家庭ごみを集積場所へ搬出することへの負担軽減を図るための家庭ごみ搬出支援について、計画期間中に検討します。

⑩ 交通移動手段の充実

【事業内容】

市内の巡回バスや外出支援サービス、高齢者福祉タクシー利用者への助成等を通じて、高齢者にとって利用しやすい移動手段の確保・充実に努めます。

⑪ 生活支援・介護予防サービスの体制整備

【事業内容】

生活支援・介護予防サービスの体制整備にあたっては、高齢者の介護予防のみならず、高齢者が社会参加・社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につながるよう支援します。

一般高齢者をはじめ、住民主体の活動やNPO、民間企業等多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する必要があります。そのため、本市に設置する「生活支援コーディネーター」や「協議体」等を中心に、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスを創出する取組を行います。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
住民主体型サービスの実施団体数	10	15	16	20	22	24



(2) 家族介護者支援の推進

【方向性】

高齢者の在宅生活を支えていく上で、家族介護者への支援の充実も必要となっています。

家族の介護を抱えて仕事をしている人が仕事を継続できるよう、労働環境の改善について啓発・推進するとともに、家族介護者の身体的・心理的・経済的な負担を軽減するための支援の充実をはかり、介護離職者ゼロを目指します。

また、家族介護者のつどい等の場の提供や、介護に関する知識の提供を行い、家族介護者の支援を実施します。

【事業・取組】

① 家族介護支援事業

【事業内容】

要介護(要支援)認定者を介護する家族等に対し、適正な介護知識・技術を習得することを内容とした事業を実施しています。今後もニーズに合わせた事業を検討し、実施します。

② 家族介護継続支援事業【再掲】

【事業内容】

専門的な介護方法や技術を助言し、介護負担の軽減をはかります。また、介護者の精神的負担等の軽減をはかるため、介護者のつどいを実施します。

基本目標Ⅴ 安全に安心して暮らせるまちづくりの推進

〔現状・課題〕

高齢者が安全に安心して暮らすためには、高齢者を狙った犯罪や高齢者の交通事故等の防止への取組とともに、日頃暮らしている住まいでの安全性の確保が求められています。

そのため本市では、ひとり暮らし高齢者の安全対策として、緊急通報システム事業を展開しています。緊急性が高く、真に事業が必要な人に対して設置することで、急病発生時の迅速な対応につながりました。また、住宅改修支援事業では、住宅改修が必要な高齢者に対して、適切な助言や理由書作成の助成を行っています。

一方、アンケート調査の自由意見では、公共交通機関等も含め住環境について不安や不便さを感じている人が多くいます。また、その中には、独居生活において「孤独」を感じている人もいます。さらに、災害対策等の充実を希望される人もいます。

住まいは、地域包括ケアシステムの基礎となるもので、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となります。このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスやその他の高齢者に対する賃貸住宅や老人ホームに関する供給目標等、必要に応じて県と連携をはかりながら定めていく必要があります。

また、近年の災害の発生状況を踏まえ、日頃から介護施設や事業所と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行う必要があります。

さらに、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、日頃から介護施設や事業所と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行う必要があります。



(1) 安全・安心な生活環境づくり

〔方向性〕

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心して暮らしていけるよう、生活指導・相談、孤立死防止に向けた見守り等の安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスの充実をはかります。

また、住民同士のつながりによる支え合いネットワーク体制の確立をはかります。

〔事業・取組〕

① 緊急通報システム事業

【事業内容】

ひとり暮らし高齢者対策として、急病・事故等で救助を必要とするときに消防本部へ直接通報する緊急通報装置の貸与を行っており、近年、設置希望者が増加傾向にあり、申請から設置まで速やかな対応に努めます。

また、現在使用しているシステムについて、効果的に事業を行うことができるよう、新たなシステムの検討を進めます。

② 救急医療情報キット

【事業内容】

万一の緊急時に備え、安全・安心を確保することを目的に、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に救急医療情報キットを配付しています。救急医療情報キットには、救急情報(緊急連絡先、かかりつけ医、持病の他、「本人の写真」「健康保険証(写)」「薬剤情報提供書(写)」等の情報)を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時の対応が円滑に行えるようにするものです。

ひとり暮らし高齢者の増加により事業の利用者も増加しており、継続して事業を実施します。併せて、本キット配付後、民生児童委員を通じて記入情報の更新を促す等周知をはかります。

③ 家具転倒防止事業

【事業内容】

地震等の災害時に家具等の転倒による人的被害の軽減をはかるため、ひとり暮らし高齢者を対象に、タンス、食器棚、本棚等の転倒防止金具を無償で支給しています。今後も、人的被害の軽減をはかるため、事業の周知をはかり、希望者に対して固定用具を取り付けます。

④ 孤立死防止・早期発見に向けた取組【再掲】

【事業内容】

高齢者の孤立は、近所づきあいの希薄化や家族トラブル、支援拒否等が原因となり、地域ぐるみの孤立死防止の見守り体制が困難な場合があります。個々の事例にあわせて、住民に対して孤立死防止対策の必要性について積極的に啓発するとともに、地域の関係団体と一体的に孤立死防止活動を推進します。

また、住民の協力が不可欠であることから、住民に地域活動への参加を促進します。

⑤ 主要道路のバリアフリーの推進

【事業内容】

交通量の多い主要道路については、バリアフリー化やユニバーサルデザインを導入し、誰もが利用しやすい安心・安全な生活基盤の整備を引き続き推進します。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
歩道の新設延長 (m)	603	609	0	100	100	100

⑥ 交通安全対策の強化

【事業内容】

高齢者を交通事故から守るため、カーブミラー等交通安全施設の整備を進めるとともに、高齢者ドライバーへの安全運転の啓発パンフレットの配布、高齢者への交通安全教室の充実、反射材と高齢運転者標識の普及、高齢運転者講習の周知・徹底等をはかります。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
カーブミラーの 新設件数	39	31	23	32	32	32
交通安全 パンフレット等の 配布啓発回数	4	4	4	4	4	4
交通安全指導教室 実施回数 (小中学校を除く)	4	4	0	4	4	4

⑦ 憩いや交流のあるまちづくり

【事業内容】

地域に緑の潤いを与えるとともに、憩いや交流の場となる公園については、安全に利用できるよう、バリアフリーの改修を含め、住民のニーズにあった公園・緑地の整備を進めます。



(2) 高齢者の住まいの安定的な確保

【方向性】

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために、加齢にともなう身体機能等の低下に配慮したバリアフリー住宅への改修支援や外出支援について、高齢者のニーズや状態に応じた生活環境の整備に努めます。

また、「有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携してこれらの設置状況等の必要な情報を把握します。

【事業・取組】

① 居住環境の整備

【事業内容】

高齢者が住み慣れた住宅で日常生活をおくり続けられるよう、介護保険制度の住宅改修費の支給と合わせて、リフォームについての相談に対応します。

② 高齢者向け住宅の充実

【事業内容】

本市においては、持ち家が中心であることから、住宅改修を中心とした整備を進めていくとともに、サービス付き高齢者向け住宅については、国や事業者との連携をはかり、ニーズを踏まえながら適切な住宅の充実をはかります。

高齢者の住宅改修に対する補助制度の啓発をはかります。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
有料老人ホーム 設置数	8	8	9	10	10	10
サービス付き高齢 者住宅設置数	4	4	4	4	4	4

③ 住宅改修支援事業

【事業内容】

住宅改修が必要な高齢者への助言や理由書作成費の助成を引き続き実施します。

(3) 権利擁護の推進

〔方向性〕

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持ち続け、安心して暮らしていけるように、虐待や暴力に関する問題を認識し解決していける地域社会づくりを進めます。

そのため、認知症高齢者や自己の判断能力が十分でない高齢者の尊厳が保持される環境づくりを強化するため、関係機関と連携します。

また、成年後見センターの設置に向けて検討し、成年後見制度の利用促進や専門機関を活用して専門的・継続的な支援を行う権利擁護の取組を推進し、成年後見制度等への利用につなげます。

〔事業・取組〕

① 高齢者虐待への対応

【事業内容】

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待防止法」(平成17年法律第124号)等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切で速やかな対応をします。

② 老人福祉施設等への措置の支援

【事業内容】

虐待等で、生命や財産に重大な危険が生じる恐れがある等の、やむを得ない理由がある場合に、高齢者の老人福祉施設等への措置入所を実施します。

③ 日常生活自立支援事業

【事業内容】

判断能力の不十分な人(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者)等で、日常生活を営む上で必要な金銭管理や大切な書類の管理、契約等につき、自己の判断で適切に行うことが困難な時に支援します。

④ 成年後見制度の活用促進

【事業内容】

高齢者や障害のある人の権利や財産を守るため、成年後見制度に関する正確な情報の提供と活用時における関係機関との連携に努めます。申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族がいても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認める場合、速やかに市長申立てにつなげます。



⑤ 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

低所得の高齢者が、適切に財産管理等を行えるよう、制度の周知及び利用促進に努めるとともに、成年後見の申立てに要する費用や成年後見人等の報酬の助成を行います。

⑥ 困難事例への対応

【事業内容】

高齢者やその家族に、重層的な課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している等の困難事例を把握した時には、関係機関及び多職種が連携し、必要な支援を行います。

(4) 防災対策の推進

【方向性】

平成25年6月に水防法の一部が改正され、浸水想定区域内の要配慮者利用施設（主に高齢者、障害者、乳幼児等が利用する施設）の事業者には、避難確保計画の作成と訓練の実施が義務付けられています。

近年の災害発生状況を踏まえ、日頃から介護施設や事業所と連携し、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認、本市、関係団体、県が連携した災害発生時の支援・応援体制の構築をはかります。

また、高齢者を含めた全ての地域住民に対し、日頃から防災に対する意識を高められるよう、避難場所や避難行動等防災対策についての周知啓発を促進するとともに、住民同士が災害時助け合えるような仕組みづくり等を検討します。

【事業・取組】

① 避難行動要支援者避難支援プランに基づく支援

【事業内容】

緊急時の避難支援方法の確立が必要なため、避難行動要支援者もしくはその家族等と協議を行い、平常時から個別計画の策定を進めます。

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
個別計画作成件数	0	0	0	30	50	100

② 家具転倒防止事業【再掲】

【事業内容】

地震等の災害時に家具等の転倒による人的被害の軽減をはかるため、ひとり暮らし高齢者を対象に、タンス、食器棚、本棚等の転倒防止金具を無償で支給しています。今後も、人的被害の軽減をはかるため、事業の周知をはかり、希望者に対して固定用具を取り付けます。

(5) 防犯対策の整備

【方向性】

高齢者を狙った犯罪が増加しています。地域全体で防犯に向けた機運を高めるため地域での声掛け等防犯活動の活性化をはかります。

また、高齢者自身に日頃から防犯意識を持てるよう、また遠方に住む家族や近所の人等からもサポートが得られるよう防犯対策の啓発を促進します。

【事業・取組】

① 地域の防犯活動の促進【再掲】

【事業内容】

市防犯協会や地域の自主防犯団体等と協力して、地域での声かけ運動、プライバシーに配慮した緊急連絡網の整備・活用等により地域の安全活動を支援します。

地域ぐるみの防犯対策として、スクールガードによる登下校の時間帯の見守り活動に、高齢者のマンパワーを活用します。

② 消費者啓発

【事業内容】

海部地域消費生活センターでは、質の高い相談・救済を受ける地域体制が整備され、各市町村で消費生活巡回相談が毎週行われています。今後も、情報提供として広報に掲載し、特に高齢者向けでは、広報と同時の回覧文書により周知するとともに、関係機関、関係課と連携を密にし、相談事業、出前事業や情報提供の強化等にも努めます。



(6) 感染症対策の体制整備

〔方向性〕

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、日頃から介護施設や事業所と連携し、介護施設や事業所が感染症発生時でもサービスを継続できる対応準備を定期的に確認するとともに、介護職員や関係者が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に対応ができるよう、感染症に対する研修会の開催等を検討します。

また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備します。さらに介護施設や事業所に対しては、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備に関して要請します。

〔事業・取組〕

① 新型コロナウイルス感染症にかかる介護保険事業者等への支援

【事業内容】

新型コロナウイルスの流行に伴い、マスクや消毒液の確保等による感染症防止対策やこれらを踏まえた事業継続による負担を鑑み、愛西市内介護保険事業者に対して、愛西市新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業者等応援交付金を交付し、支援を行いました。また、消毒作業の必要が生じた事業所に対して、消毒液を配付し、支援を行います。

② 高齢者インフルエンザ予防接種の支援

【事業内容】

冬季の発熱患者を減らし医療機関の負担軽減を図るため、希望する高齢者にインフルエンザ予防接種の補助を行います。

基本目標Ⅵ 介護保険事業の充実

〔現状・課題〕

介護サービスの提供体制の確保・拡充が求められるなかで、必要なサービスの提供と費用の適正化の両面から捉えた上で、介護保険事業を充実させることが求められます。

そのため本市では、利用者の残存能力を踏まえた上で必要なサービス提供を行えるよう努めました。また、通所系サービスを主軸としたサービス提供をはかり、日常生活の活性化、社会と関わる機会の向上につなげることができました。

一方、サービスを支える介護人材の不足や資質向上が課題となっています。アンケート調査では、介護保険事業者における運営上の課題は、「職員の確保」の割合が約9割と最も高く、次いで「職員の資質向上」の割合が約6割となっています。

2025（令和7）年、2040（令和22）年を見据えつつ、制度の持続可能性を確保するために引き続き高齢者が自身の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような支援が必要とされています。また、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化防止といった制度の理念を堅持して質が高く必要なサービスを提供するとともに、財源と人材とをより重点的・効率的に活用する仕組みづくりが必要です。

介護保険サービスの見込量・額は現在算出中のため、今後記載いたします。

（1）在宅サービスの充実

〔事業・取組〕

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

【事業内容】

介護福祉士またはホームヘルパーが家庭を訪問して、要介護（要支援）認定者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

なお、介護予防訪問介護については、地域支援事業に移行し、総合事業の訪問型サービスとして実施しています。

単 位		実績		見込み 令和2年	計画		
		平成30年	令和元年		令和3年	令和4年	令和5年
訪問介護	回数(回/月)	6378	6920	7417			
	人数(人/月)	387	417	431			



② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

【事業内容】

看護師やホームヘルパーが移動入浴車等で各家庭を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行い、要介護(要支援)認定者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等をはかります。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問入浴 介護	回数(回/月)	235	220	231			
	人数(人/月)	38	35	35			
介護予防 訪問入浴 介護	回数(回/月)	0	1	2			
	人数(人/月)	0	0	0			

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

【事業内容】

病状が安定期にある要介護(要支援)認定者について、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの提供に当たっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復をはかります。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問看護	回数(回/月)	803	855	958			
	人数(人/月)	131	139	142			
介護予防 訪問看護	回数(回/月)	68	41	64			
	人数(人/月)	17	10	13			

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

【事業内容】

病院、診療所の理学療法士、作業療法士が家庭を訪問して、要介護(要支援)認定者の心身機能の維持回復をはかるとともに、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問リハビリ テーション	回数(回/月)	133	143	126			
	人数(人/月)	23	29	25			
介護予防 訪問リハビリ テーション	回数(回/月)	21	10	15			
	人数(人/月)	5	3	2			

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

【事業内容】

通院が困難な要介護(要支援)認定者について、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(保健師、看護師、准看護師)、歯科衛生士、管理栄養士等が家庭を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握して療養上の管理や指導を行います。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
居宅療養 管理指導	人数(人/月)	499	554	591			
介護予防 居宅療養 管理指導	人数(人/月)	50	58	45			



⑥ 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

【事業内容】

デイサービスセンターへの通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減もはかります。

なお、介護予防通所介護については、地域支援事業に移行し、総合事業の通所型サービスとして実施します。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
通所介護	回数(回/月)	8667	9007	8848			
	人数(人/月)	791	847	846			
介護予防通所介護	人数(人/月)	0	0	0			

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

【事業内容】

介護老人保健施設や病院、診療所への通所により、心身機能の維持回復をはかり、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
通所リハビリテーション	回数(回/月)	2401	2564	2515			
	人数(人/月)	271	277	267			
介護予防通所リハビリテーション	人数(人/月)	88	103	103			

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

【事業内容】

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を受けるサービスです。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
短期入所 生活介護	回数(回/月)	1779	1590	1453			
	人数(人/月)	191	185	153			
介護予防 短期入所 生活介護	回数(回/月)	23	29	49			
	人数(人/月)	4	4	7			

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

【事業内容】

介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所し、当該施設において、看護・医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けるサービスです。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
短期入所 療養介護 (老健)	回数(回/月)	31	28	23			
	人数(人/月)	5	4	4			
短期入所 療養介護 (病院等)	回数(回/月)	1	0	0			
	人数(人/月)	0	0	0			
介護予防 短期入所 療養介護 (老健)	回数(回/月)	3	1	0			
	人数(人/月)	1	0	0			
介護予防 短期入所 療養介護 (病院等)	回数(回/月)	0	0	0			
	人数(人/月)	0	0	0			



⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【事業内容】

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホーム、介護型軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入居している要介護(要支援)認定者について、特定施設サービス計画(ケアプラン)に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うサービスです。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定施設入居者生活介護	人数(人/月)	48	54	55			
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人/月)	19	20	16			

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

【事業内容】

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護(要支援)認定者等の日常生活の便宜をはかるための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を要介護(要支援)認定者等に貸与します。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
福祉用具貸与	人数(人/月)	825	844	888			
介護予防福祉用具貸与	人数(人/月)	239	251	262			

⑫ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

【事業内容】

要介護(要支援)認定者の日常生活の便宜をはかるため、入浴や排せつ等に用いる福祉用具の購入費の一部を支給します。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定福祉用具 購入費	人数 (人/月)	13	12	15			
特定介護予防 福祉用具 購入費	人数 (人/月)	6	5	5			

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

【事業内容】

在宅の要介護(要支援)認定者が、手すりの取付けや段差の解消等を行ったときに、改修費を支給します。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
住宅改修	人数(人/月)	12	15	12			
介護予防 住宅改修	人数(人/月)	9	8	7			



⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

【事業内容】

要介護（要支援）認定者の居宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護（要支援）認定者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、介護支援専門員が、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるための事業者との連絡調整、要介護（要支援）認定者が介護保険施設に入所を希望する場合における施設への紹介、その他のサービスの提供を行います。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
居宅介護	人数(人/月)	1242	1293	1320			
介護予防支援	人数(人/月)	300	308	316			

(2) 地域密着型サービスの充実

〔事業・取組〕

① 夜間対応型訪問介護

【事業内容】

夜間等の時間帯に、定期的な巡回または緊急時等に訪問介護を提供するサービスです。

夜間対応型訪問介護については、サービス提供は見込みませんが、今後も住民ニーズを踏まえて検討することとします。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
夜間対応型 訪問介護	人数(人/月)	0	0	0			

② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【事業内容】

認知症の人を対象に通所介護サービス(デイサービス)を提供します。

認知症対応型通所介護については、サービス提供は見込みませんが、今後も住民ニーズを踏まえて検討することとし、それまではグループホームで対応することとします。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知症 対応型 通所介護	回数(回/月)	8	0	0			
	人数(人/月)	1	0	0			
介護予防 認知症 対応型 通所介護	回数(回/月)	0	0	0			
	人数(人/月)	0	0	0			



③ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

「通い」を中心に、利用者の状況に応じて、訪問や宿泊を組み合わせた介護サービスを提供します。

小規模多機能型居宅介護については、通所を中心に必要に応じて泊まりや訪問サービスを受けることができる施設で、現在、市内には佐屋地区、佐織地区にそれぞれ1か所整備されています。

今後も住民ニーズを踏まえて検討することとします。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小規模 多機能型 居宅介護	人数 (人/月)	36	36	38			
介護予防 小規模多機能 型居宅介護	人数 (人/月)	3	4	6			

④ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

【事業内容】

認知症の状態にある要介護(要支援)認定者について、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

現在、佐屋地区、八開地区、佐織地区にそれぞれ1か所あります。

今後も住民ニーズを踏まえて検討することとします。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知症対応型 共同生活介護	人数 (人/月)	51	52	52			
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	人数 (人/月)	3	1	0			

⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護

【事業内容】

定員 29 人以下の介護専用の有料老人ホーム等で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

定員 29 人以下の特定施設入居者生活介護については、サービス提供は見込みませんが、今後も住民ニーズを踏まえて検討します。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
地域密着型 特定施設入居 者生活介護	人数 (人/月)	0	0	0			

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業内容】

定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護については、サービス提供は見込みませんが、今後も住民ニーズを踏まえて検討します。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	人数 (人/月)	0	0	0			



⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業内容】

要介護(要支援)認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、サービス提供は見込みませんが、今後も住民ニーズを踏まえて検討します。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数 (人/月)	0	0	0			

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスが看護小規模多機能型居宅介護です。利用者は、ニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型サービス等の提供を受けやすくなります。また、サービス提供事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になり、ケア体制が構築しやすくなります。

看護小規模多機能型居宅介護については、サービス提供は見込みませんが、今後も住民ニーズを踏まえて検討します。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
看護小規模多機能型居宅介護	人数 (人/月)	0	0	0			

⑨ 地域密着型通所介護

【事業内容】

定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所で、通所介護サービス(デイサービス)を提供します。

地域密着型通所介護については、定員 18 名以下の小規模な通所介護事業所であり、現在、佐屋地区に2か所、立田地区に1か所、佐織地区に2か所あります。

今後も住民ニーズを踏まえて検討します。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
地域密着型 通所介護	回数(回/月)	917	907	997			
	人数(人/月)	87	84	91			



(3) 施設サービスの充実

〔事業・取組〕

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【事業内容】

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護認定者（要介護3～5）に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

単 位		実績		見込み 令和2年	計画		
		平成30年	令和元年		令和3年	令和4年	令和5年
介護老人 福祉施設	人数(人/月)	303	324	321			

② 介護老人保健施設

【事業内容】

病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護認定者（要介護1～5）に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。

単 位		実績		見込み 令和2年	計画		
		平成30年	令和元年		令和3年	令和4年	令和5年
介護老人 保健施設	人数(人/月)	183	185	180			

③ 介護療養型医療施設

【事業内容】

比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設で、要介護認定者(要介護1～5)に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話及び機能訓練等の必要な医療を行います。

医療と介護の連携のもとに「社会的入院」を減らすことが長年課題とされ、平成 18 年からの「医療制度改革」の一環として平成 29 年度末までの廃止が決定されていましたが、新施設(「介護医療院」や「介護療養型老人保健施設」等)に転換するための準備期間が6年間(2023年度末まで)に延長されました。

単 位		実績		見込み	計画		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
介護療養型 医療施設	人数(人/月)	47	20	5			
介護医療院	人数(人/月)	0	24	36			



(4) サービスの質の向上

効果的・効率的な介護給付を推進するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促します。これにより適切なサービス提供の確保と、その結果として費用の効率化を通じた介護給付の適正化をはかりながら介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築につなげます。

【事業・取組】

① 利用者の状態を踏まえたサービス提供

【事業内容】

日常生活がほぼ自立しており、状態の維持・改善の可能性が高い者を対象とします。利用者の状態を踏まえ、「本人のできることはできる限り本人が行う」ことを基本としたサービスとします。

② ケアマネジメントを踏まえた目標指向型サービス提供

【事業内容】

介護サービス計画(ケアプラン)と連動した明確な目標設定を行い、一定期間後には目標が達成されたかどうか評価する「目標指向型」のサービスとします。

③ 利用者の個別性を踏まえた意欲を高めるサービス提供

【事業内容】

利用者の状態、利用者やその家族の希望を確認して介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、利用者の主体的な活動、参加意欲を高める総合的かつ効果的なプログラムによるサービス提供を行います。

④ 通所系サービスを主軸としたサービス提供

【事業内容】

廃用症候群予防・改善の観点から、日常生活の活発化、社会と関わる機会の向上により資する通所系サービスを主軸としたサービス提供を行います。


⑤ 事業者の介護サービス情報の公表**【事業内容】**

利用者が介護サービスを自由に選択することができるよう、愛知県において、介護サービス情報公表システムによる情報提供が行われます。

事業者の介護サービスの質の向上を目的とした自己評価や第三者による評価の取組が進むように、県と連携をはかりながら支援に努め、公表を促進します。

⑥ 介護サービスの適正化事業の推進**【事業内容】**

安定的かつ適正な介護保険事業を運営していくため、介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう、介護給付の適正化に積極的に取り組みます。

⑦ 本市の役割・適正な指導・監督**【事業内容】**

事業者による介護報酬の不正請求の増加に対応するため、事業者を6年ごとに指定する更新制が導入されています。

地域密着型サービスについては、本市が指定権限をもつことから、適正な指導・監督を行います。その他のサービスについても、愛知県やサービス事業者との連携により、必要に応じてサービスの質の確保や運営・評価等について協議を行います。

⑧ 文書負担軽減に向けた取組**【事業内容】**

業務の効率化の取組として、介護現場におけるICTの活用等や介護分野の文書に係る負担軽減のため、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化やICT等の活用を推進し、県による支援や県及び近隣市町村との連携をはかります。



⑨ 介護支援専門員の資質・専門性の向上

【事業内容】

介護支援専門員の資質の向上をはかるため、5年ごとの資格更新時には研修の受講が義務付けられています。更新しない場合は、資格が停止されます。

一定年数以上の実務経験を有する介護支援専門員で、所定の研修を修了すると、「主任介護支援専門員」として認定されます。

介護プラン作成における独立性・中立性を確保するため、介護支援専門員1人あたりの標準担当件数を超える場合は報酬減額がされます。

また、介護支援専門員の資質向上をはかるため、ケアマネジメント能力向上のための研修会等の開催に努めます。

介護支援専門員と関係団体・機関、地域包括支援センターとの情報交換や意見交換の場を設置し、情報・課題の共有をはかるとともに、解決方策等の検討等を進めます。

⑩ 介護人材の確保に向けた対策

【事業内容】

生産年齢人口が減少する中において、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境作りを進めるために、結婚や出産、子育てを続けながら働ける環境整備を介護サービス事業者に対して協力要請していきます。

また、介護現場における業務仕分けや介護ロボットやICTの活用、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等の介護現場革新の取組は、地域実情に応じてきめ細かく対応できる体制整備をはかった上で、県と連携しながら関係者の協働のもと取組の周知等を進める等、介護職場のイメージを刷新していきます。



第5章

介護保険事業費の見込みと

介護保険料

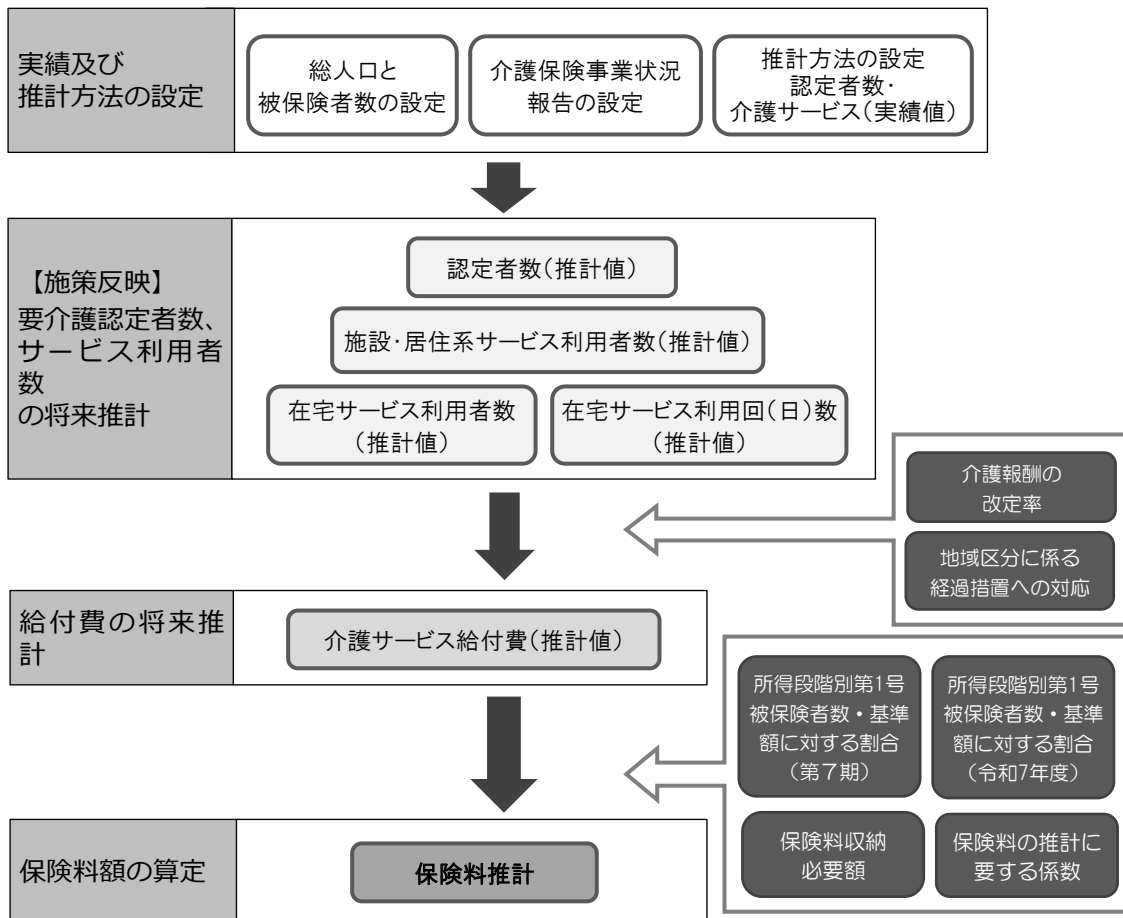


第5章 介護保険事業費の見込みと介護保険料

1 保険料算出の流れ

第8期計画期間における保険料については、次の過程で算出をしました。

■ 介護保険料の推計手順





2 被保険者数等の推計

(1) 被保険者数の推計

平成28年から令和2年までの住民基本台帳（外国人登録人数を含む）の人口を基本とし、コーホート変化率法により、人口を見込みます。

単位：人

区分	第8期計画期間			令和7年	令和22年
	令和3年	令和4年	令和5年		
総人口	62,465	62,078	61,662	60,732	52,295
第1号被保険者	19,561	19,483	19,417	19,322	19,200
65～74 歳	9,195	8,833	8,270	7,499	9,030
75 歳以上	10,366	10,650	11,147	11,823	10,170
第2号被保険者 (40～64 歳)	21,125	21,111	21,011	20,739	16,329
高齢化率	31.3	31.4	31.5	31.8	36.7

(2) 要介護（要支援）認定者数の推計

平成28年から令和2年までの各年の性別・年齢階級別被保険者の推計をもとに、令和3年度から令和7年度までの要介護（要支援）認定者数を見込みます。

単位：人

区分	第8期計画期間			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
要支援1	400	411	424	444	475
要支援2	359	368	380	401	427
要介護1	645	662	683	717	763
要介護2	523	540	555	582	622
要介護3	408	418	432	454	484
要介護4	416	425	440	462	493
要介護5	259	265	278	289	308
合計	3,010	3,089	3,192	3,349	3,572

資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計



(3) 施設・居住系サービス利用者数の推計

施設・居住系サービスの整備計画を踏まえ、要介護（要支援）認定者数の推計及び過去の給付実績の分析・評価をもとに、利用者数を以下のように見込みます。

■ 1か月あたりの施設・居住系サービス利用者数の推計

単位：人

区分	第8期計画期間			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
居住系サービス					
特定施設入居者生活介護					
地域密着型サービス					
認知症対応型共同生活介護					
特定施設入居者生活介護					
介護老人福祉施設入所者生活介護	数値検討中、今後記載予定				
施設サービス					
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）					
介護老人保健施設					
介護療養型医療施設					
介護医療院					
合計					



3 介護保険サービスの見込み

(1) 介護（予防）サービス必要量及び供給量の見込みの推計

介護サービス・介護予防サービスの種類別利用の推計はそれぞれ以下のとおりです。

- 1か月あたりの介護サービス利用者数の推計

単位：(回数：回、日数：日、人数：人)

区分	第8期計画期間			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数				
	人数				
訪問入浴介護	回数				
	人数				
訪問看護	回数				
	人数				
訪問リハビリテーション	回数				
	人数				
居宅療養管理指導	人数				
通所介護	回数	数値検討中、今後記載予定			
	人数				
通所リハビリテーション	回数				
	人数				
短期入所生活介護	日数				
	人数				
短期入所療養介護	日数				
	人数				
特定施設入居者生活介護	回数				
	人数				
福祉用具貸与	人数				
特定福祉用具購入費	人数				



単位:(回数:回 人数:人)

区分	第8期計画期間			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(2)地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数				
夜間対応型訪問介護	人数				
認知症対応型通所介護	回数				
	人数				
小規模多機能型居宅介護	人数				
認知症対応型共同生活介護	人数				
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数				
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	人数	数値検討中、今後記載予定			
看護小規模多機能型介護	人数				
地域密着型通所介護	回数				
	人数				
(3)住宅改修	人数				
(4)居宅介護支援	人数				
(5)施設サービス					
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	人数				
介護老人保健施設	人数				
介護療養型医療施設	人数				
介護医療院	人数				



■ 1か月あたりの介護予防サービス利用者数の推計

単位：(回数：回、日数：日、人数：人)

区分	第8期計画期間			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1)介護予防サービス					
介護予防 訪問入浴介護	回数				
	人数				
介護予防訪問看護	回数				
	人数				
介護予防 訪問リハビリテーション	回数				
	人数				
介護予防 居宅療養管理指導	人数				
介護予防 通所リハビリテーション	回数				
	人数				
介護予防 短期入所生活介護	日数				
	人数				
介護予防 短期入所療養介護	日数	数値検討中、今後記載予定			
	人数				
介護予防特定施設 入居者生活介護	回数				
	人数				
介護予防 福祉用具貸与	人数				
特定介護予防 福祉用具購入費	人数				
(2)地域密着型介護予防サービス					
介護予防 認知症対応型通所介護	回数				
	人数				
介護予防小規模 多機能型居宅介護	人数				
介護予防認知症 対応型共同生活介護	人数				
(3)介護予防住宅改修	人数				
(4)介護予防支援	人数				



4 総給付費の推計

(1) 介護給付費の推計

令和3年度から令和5年度までにおける居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの総給付費の推計は3年間で****千円となります。

■ 介護給付費の推計

単位:千円

区分	令和4年度			令和5年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1)居宅サービス					
訪問介護					
訪問入浴介護					
訪問看護					
訪問リハビリテーション					
居宅療養管理指導	数値検討中、今後記載予定				
通所介護					
通所リハビリテーション					
短期入所生活介護					
短期入所療養介護					
特定施設入居者生活介護					
特定福祉用具購入費					



(2)地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護					
夜間対応型訪問介護					
認知症対応型通所介護					
小規模多機能型居宅介護					
認知症対応型共同生活介護					
地域密着型特定施設 入居者生活介護					
地域密着型老人福祉 施設入所者生活介護					
看護小規模多機能型介護	数値検討中、今後記載予定				
地域密着型通所介護					
(3)住宅改修					
(4)居宅介護支援					
(5)施設サービス					
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)					
介護老人保健施設					
介護療養型医療施設					
介護医療院					
介護サービスの総給付費					



(2) 介護予防給付費の推計

令和3年度から令和5年度までにおける介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスの総給付費の推計は3年間で****千円となります。

■ 予防給付費の推計

単位：千円

区分	第8期計画期間			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護					
介護予防訪問看護					
介護予防訪問リハビリテーション					
介護予防居宅療養管理指導					
介護予防通所リハビリテーション					
介護予防短期入所生活介護					
介護予防短期入所療養介護					
介護予防特定施設 入居者生活介護					
介護予防福祉用具貸与	数値検討中、今後記載予定				
特定介護予防福祉用具購入費					
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防 認知症対応型通所介護					
介護予防小規模 多機能型居宅介護					
介護予防認知症 対応型共同生活介護					
(3) 介護予防住宅改修					
(4) 介護予防支援					
介護予防サービスの総給付費					
総給付費(介護給付+予防給付)					



5 第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険の財政構成

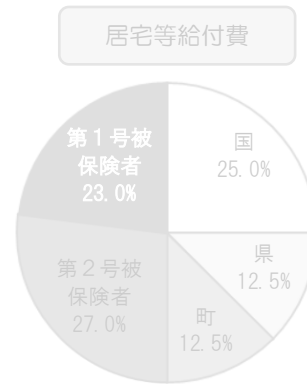
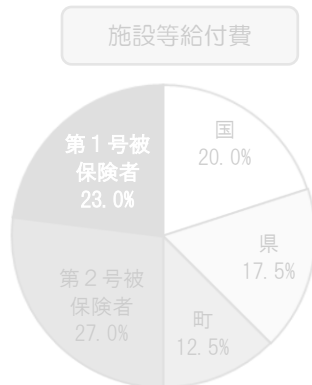
介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

住民の介護保険料で負担する50.0%は、第1号被保険者、第2号被保険者で担います。第1号被保険者の負担は、第7期においては23.0%を担うことになります。

地域支援事業については、包括的支援事業・任意事業は、第2号被保険者の負担がなく、公費負担が77.0%、第1号被保険者の負担割合が23.0%となります。

■介護保険給付費の財源
(見本)

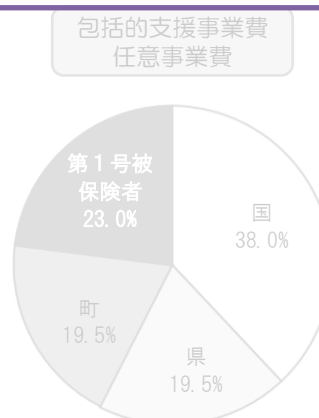
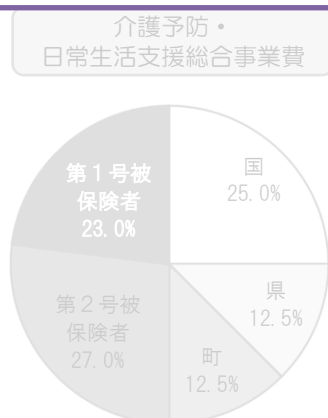
ダミーデータ
今後記載予定。



※医療介護総合確保推進法に基づき、2015年(平成27年)8月より一定以上所得者の利用者負担は2割となります。(改正後の介護保険法第49条の2及び第59条の2)

■地域支援事業費の財源

(見本)
ダミーデータ
今後記載予定。





(2) 標準給付見込額の算定

標準給付費には、介護サービス給付費のほか、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料等が含まれます。

標準給付費の推計は、令和3年度では*****円、令和4年度では*****円、令和5年度では*****円となります。

■ 標準給付費見込額の推計

(単位)千円					
区分	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
総給付費 ^{※1}					
居宅サービス総給付費					
地域密着型サービス総給付費					
施設サービス総給付費					
特定入所者介護サービス費等 給付費					
高額介護サービス給付費					
高額医療合算介護サービス費 等給付費					
審査支払手数料					
標準給付費見込額 ^{※2}					

資料：地域包括ケア「見える化システム」将来推計

※1：一定以上所得者の利用者負担の影響の数値検討中、今後記載予定。
 ※2：千円単位で四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

(3) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費の推計は、令和3年度では*****円、令和4年度では*****円、令和5年度では*****円となります。

(単位)千円					
区分	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
地域支援事業費					
介護予防・日常生活支援 総合事業費					
包括的支援事業・任意事業費					

資料：地域包括ケア「見える化システム」将来推計



第1号被保険者の介護保険料は、第8期計画期間（令和3～5年度）中の保険給付費及び地域支援事業費を基に算定します。

保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 ÷ 補正後被保険者数

第1号被保険者保険料基準額(月額) **円**



(4) 保険料基準額の算定

第1号被保険者の介護保険料基準月額、所得段階に応じた保険料となります。この保険料は、基準月額を基に低所得者の負担が重くなり過ぎないように、所得に応じて11段階とします。

■ 所得段階別の保険料率 (第8期)

(単位)円

所得段階	調整率	対象者	年額保険料
第1段階	基準額の30%	生活保護の受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない) + 課税年金収入が80万円以下	**,**
第2段階	基準額の35%	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない) + 課税年金収入が80万円以上～120万円以下	
第3段階	基準額の60%	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない) + 課税年金収入が120万円以上	
第4段階	基準額の85%	本人が住民税非課税(世帯に住民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない) + 課税年金収入が80万円以下	
第5段階	基準額	本人が住民税非課税(世帯に住民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額(年金雑所得を含まない) 数値検討中、今後記載予定 + 課税年金収入が80万円以上	**,** (月額 **,**)円
第6段階	基準額の120%	本人が住民税課税者で、本人所得が120万円未満	
第7段階	基準額の130%	本人が住民税課税者で、本人所得が120万円以上～200万円未満	
第8段階	基準額の150%	本人が住民税課税者で、本人所得が200万円以上～300万円未満	
第9段階	基準額の170%	本人が住民税課税者で、本人所得が300万円以上～500万円未満	
第10段階	基準額の180%	本人が住民税課税者で、本人所得が500万円以上～800万円未満	
第11段階	基準額の185%	本人が住民税課税者で、本人所得が800万円以上	

▼ 第5段階(基準額)の保険料予測	年額	月額
《第9期》 2025(R7)年度	**,**	**,**
《第14期》 2040(R22)年度		

資料: 地域包括ケア「見える化」システム将来推計



第6章

計画の推進体制



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

(1) 全庁的な施策の推進

この計画の推進に当たっては、高齢者福祉の向上と介護保険事業の円滑な実施と併せて、地域包括ケアシステムの充実をはかるため、庁内の企画、防災、教育、子育て支援、就労、交通、都市整備等各分野を担当する関連担当課と連携をはかり、関連する施策担当各施策の整合をはかりながら、効率的、効果的に推進します。

(2) 関係機関等との連携

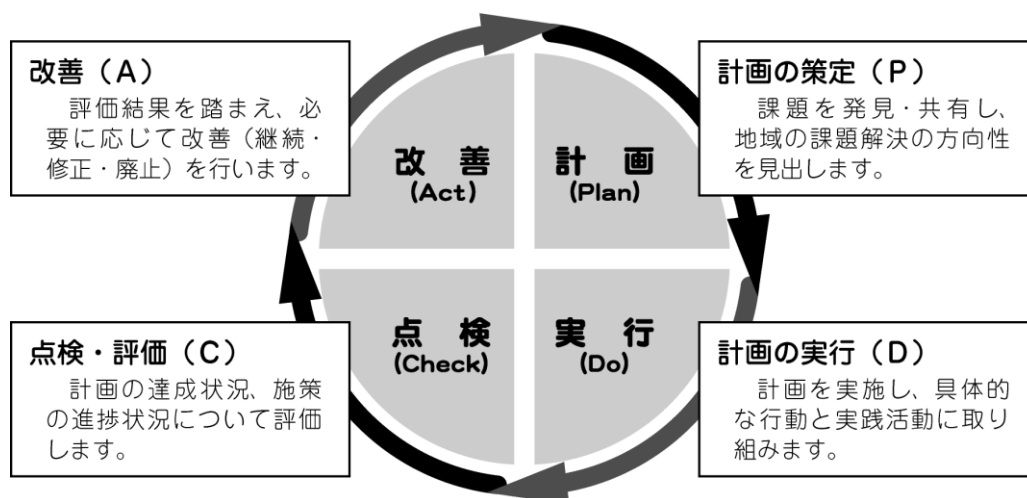
計画の積極的な推進をはかるため、社会福祉協議会、シルバー人材センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携を維持・強化していきます。

また、民生委員、自治会、老人クラブ連合会や、NPO、ボランティアサークル等の住民団体との協力関係を引き続き推進するとともに、地域におけるさまざまな担い手が参加する会議等と情報共有・連携を進めます。

(3) 計画の進行管理

PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度、各事業の進捗状況により、事業や施策の展開について点検や評価を行い、必要に応じて見直ししながら、効果的な計画となるように努めていきます。

■ 計画の進行管理（PDCAサイクル）





2 成果目標の設定

(1) 自立支援・重度化防止の評価指標

地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を推進することが重要です。このため、取組の達成状況を評価できるよう、高齢者の社会参加による要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減・悪化の防止を目指します。

■ 多様なサービスが提供できる実施機関の数

単位:か所

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
多様なサービスが提供できる実施機関の数	0	0	1	1	1	1

■ 在宅医療連携システム（つながろまい愛西）の登録事業所数

単位:か所

単 位	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
在宅医療連携システムの登録事業所数	82	80	83	84	85	86

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の評価指標

総合事業における多様なサービスについては、地域のニーズや資源等の地域の実情を踏まえ必要な量を見込む必要があることから、以下のとおり目標値を設定します。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業の実績と目標値

単位:

評価指標	実績		見込み	計画		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	記載内容検討中					



(3) 介護給付適正化の取組（介護給付適正化計画）

介護給付の適正化とは、介護保険サービスを必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことです。今後、高齢化の進行による介護保険サービスのニーズの急増が予測され、県や関係機関と連携をはかり、介護給付の適正化に取り組み、持続可能な介護保険制度の構築につなげます。

■ 介護給付費用の適正化への取組に関する指標と目標

取組施策・事業名と評価指標	基準値	目標値		
	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年
(1)認定調査状況チェック				
指標① 点検数				
(2)ケアプランチェック				
指標① ケアプランの点検件数				
(3)住宅改修等の点検				
指標① 住宅改修の事前の点検件数				
指標② 福祉用具利用状況点検件数				
(4)医療情報との突合・縦覧点検				
指標① 医療情報との突合件数				
指標② 縦覧点検の件数				
(5)介護給付費通知				
指標① 給付費通知の送付件数		件	件	件

数値確認・検討中



(4) リハビリテーションサービスの計画的な提供体制構築のための評価指標

リハビリテーションによって潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高め自立した生活や社会参加を促進することが重要です。リハビリテーションサービスの提供体制をより一層充実させていくために、国が示す提供体制に関する指標を参考に、リハビリテーションサービスの計画的な提供体制の構築を目指して、以下のとおり、評価指標を設定します。

■ リハビリテーションサービスの提供体制の評価指標

単位:

評価指標	実績	見込み	計画		
	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)
	記載内容検討中				

(5) 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の評価

2017（平成29）年の法改正により、地域包括ケアシステムを推進し制度の持続可能性を維持するための保険者機能の強化を目的に、保険者が地域の課題を分析して自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化されました。

これを受けて、2018（平成30）年度より市町村や都道府県のさまざまな取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための「保険者機能強化推進交付金」が創設されました。また、2020（令和2）年度には、新たな予防・健康づくりに資する取組に重点化した「介護保険者努力支援交付金」が創設されました。

そのため、本計画期間中においては、指標に結びつく事業や取組においては評価指標を活用しながら取組を進めます。

保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の一層の強化をはかっていきます。



資 料 編

資料編

(1) 愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 令和3年度から令和5年度までに係る、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく、愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「新計画」という。）の策定に関し必要な事項を審議するため、愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の見直しに関する事項
- (2) その他新計画の策定に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 医師等保険医療関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 保健福祉関係者
- (5) 介護サービス事業者
- (6) 被保険者
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学識経験者以外の委員は、就任の時の身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

3 委員長は、会務を総理する。



4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、専門事項の検討等のため必要と認めるときは、当該専門事項に係る関係者を委員会に出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、新計画に関する専門事項を調査検討する必要があるときは、別表に掲げる所属からそれぞれ1名を選出し、それらの者を部会員とする愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画専門部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

2 部会は、委員会に提案する事項について協議又は調整する。

3 部会には部会長、副部会長を置く。

4 部会長は、部会員の互選により選出し、副部会長は部会長が部会員の中から指名する。

5 部会長は、部会を総括し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

8 部会長は会議において、必要な職員の出席を求めることができる。

9 部会は、当該事項に関する調査検討が終了したときは、解散されるものとする。

(事務局)

第7条 委員会等の庶務は、保険福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会等の運営に必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

(初回の会議の招集)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の会議は、市長が招

集する。

(この訓令の失効)

3 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画専門部会員名簿

	所 属 名	備 考
1	企画政策部経営企画課	
2	企画政策部危機管理課	
3	市民協働部市民協働課	
4	保険福祉部高齢福祉課	
5	保険福祉部社会福祉課	
6	健康こども部健康推進課	
7	産業建設部都市計画課	
8	教育部生涯学習課	
9	教育部スポーツ課	
10	地域包括支援センター	
11	社会福祉協議会	
12	シルバー人材センター	
13	その他新計画策定に必要な専門部署	



(2) 愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会名簿

任期:令和元年12月11日から令和3年3月31日

氏名	区分	備考	
上 敏明	保健・医療・福祉関係者	医師	
内 匠 孝		歯科医師	
安 井 久		薬剤師	
原田 健三		愛西市社会福祉協議会長	
横井 三千雄		愛西住民生児童委員会会長	
松崎 百合子		津島保健所総務企画課主任	任期:令和元年12月11日~令和2年6月29日
伊藤 弘和		津島保健所次長兼総務企画課長	任期:令和2年6月30日~令和3年3月31日
平 井 正	学識経験者	社会福祉士	
鷺野 明美		社会福祉士	
大原 好夫	介護サービスの事業者	介護保険施設	
惣 川 吟		居宅介護支援事業所	任期:令和元年12月11日~令和2年6月29日
梅木 芳恵		居宅介護支援事業所	任期:令和2年6月30日~令和3年3月31日
板谷 一恵	介護保険被保険者	第1号被保険者代表	
藤澤 恵美		第2号被保険者代表	
加藤 さゆみ	介護サービスの利用者の家族		
岡本 敏秋	その他必要と認めるもの	愛西市老人クラブ連合会長	
松永 恵美子		愛西市婦人会長	任期:令和元年12月11日~令和2年6月29日
中村 文子		愛西市婦人会長	任期:令和2年6月30日~令和3年3月31日

(3) 用語集

あ 行

アウトカム指標

診療後の患者の状態など「医療の結果・成果」を表す指標のこと。

うつ

物事に対する関心や取り組む意欲が失せて何もする気が起こらない状態が、2週間以上に渡って続いた状態をさす。この状態が続くと、「眠れない」「食べられない」などさまざまなつらい症状も伴う場合があるため、日常生活に大きな支障をきたす可能性がある。

運動器

骨・関節・筋肉・神経など身体を動かす組織・器官の総称。

か 行

介護サービス計画（ケアプラン）

利用者ニーズに合わせた適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、介護支援専門員が中心となり作成する介護計画のこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護（要支援）認定者等からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるよう事業者等との連絡調整を行い、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する専門的な知識・技術を有する者。

介護保険サービス

介護サービスの中で、介護保険が適用され、原則、1割負担で利用できるサービス。介護給付（サービス）、介護予防支援（サービス）がある。

介護保険事業者

在宅サービスや施設サービスを提供する事業者のうち、介護保険の適用を受けるサービスを提供する事業者を指す。

介護報酬

介護保険制度で、介護サービス事業者や施設が、利用者にサービスを提供した場合、その対価として事業者を支払われる報酬のこと。

介護予防

要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化を出来る限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。



介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

要支援者と65歳以上のすべての高齢者を対象とした、要介護認定の申請を行わずとも利用できる介護予防サービスのこと。要支援者の訪問介護と通所介護と、介護予防や生活支援を必要とする高齢者のための訪問型と通所型のサービスを実施する「介護予防・生活支援サービス事業」と、市区町村が住民の互助や民間サービスと連携し、高齢者の生活機能の改善や生きがい作りを重視した介護予防に役立つ事業である「一般介護予防事業」に大別される。市町村が中心となり、住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりの推進を目指す。

介護離職ゼロ

国の「安心につながる社会保障」に関連する取組の一環であり、2020年代初頭までに家族の介護を理由とした離職の防止等を図る施策を推進し、必要な介護サービスの確保と、働く環境改善・家族支援を両輪とした取組のこと。

機能訓練指導員

介護施設等を中心に利用者の心身の状態に合わせた機能訓練のプランを立てて実施する、リハビリ分野の職種。介護保険法で定められた職種で、通所介護（デイサービス）や介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などでは1名以上の配置が義務づけられている。

基本チェックリスト該当者

65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかをチェックする基本チェックリストで、生活機能の低下などに該当した者のこと。介護予防・日常生活支援総合事業へつなげることにより状態悪化を防ぐ。

ケアマネジメント

サービス利用者に対し、アセスメント（情報収集・課題把握）によりニーズを明確化して、適切なサービス提供を目指し、さまざまな地域に存在する社会資源を活用したサービス計画を策定し、その実施から継続的な見守り、必要に応じて見直しを行う一連の過程のこと。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者等のさまざまな権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすること。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。国連では高齢化率が7～14%の社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」とする。

口腔機能

嚥んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔の機能のこと。

コーホート変化率法

過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

さ 行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者に対して安心・安全な住環境を提供することを目的とした、バリアフリーの構造や設備等を備え、介護や医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅施設のこと。

サロン

地域交流を目的に設置される場所。運営は主として、住民や社会福祉協議会や民生委員等で行われる。

在宅医療

医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション専門職等の医療関係者が、往診及び定期的に通院困難な患者の自宅や老人施設などを訪問して提供する医療行為の総称。

在宅サービス

介護が必要な高齢者がいつも住んでいる居宅で介護を受ける場合に提供されるサービスのこと。訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）は「在宅介護の三本柱」といわれる。このほか訪問看護、居宅療養指導、訪問入浴介護などがあり、グループホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、福祉用具の貸与なども在宅サービスと位置付けられている。

施設サービス

施設サービスは、「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「介護医療院」に入所した要介護状態にある高齢者に対して提供されるサービス。

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

在宅介護が困難で常時介護を必要とする要介護認定者（原則として「要介護3」以上）を対象に食事、入浴、排せつ等の日常生活の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話等の介護サービスを提供する施設。

○介護老人保健施設

病状が安定期にあり、リハビリテーションを中心とした介護を必要とする要介護認定者（要介護1～5）を対象に看護、医学的管理下のもとでの介護、機能訓練、その他必要な医療サービス等の介護サービスを提供する施設。



○介護療養型医療施設

病状が安定期にあり、長期療養を必要とする要介護認定者（要介護1～5）を対象に療養上の管理、看護、医学的管理下のもとでの介護、機能訓練その他必要な医療サービス等の介護サービスを提供する医療施設。

自治会

住民の相互扶助に基づく福祉活動や自主防災活動、地域美化活動、各種ボランティア活動など、幅広い地域活動等を通じ、将来に向かって住みよい地域をつかっていくための住民自治組織。

指定管理者

地方公共団体が、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理を行わせることを目的に期間を定めて指定する団体のこと。

シルバー人材センター

定年退職後等で長期の就職は望まないが、長年の経験と能力を活かして働く意欲を持つ高齢者が集まり会員として登録し、県や市、民間事業所、家庭等から高齢者にふさわしい仕事を受け、各者の希望や能力に応じた仕事をするにより、地域社会の発展に寄与することを目的として活動している高年齢者雇用安定法に基づく公益法人。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人のこと。

社会保障審議会

厚生労働省に設置された審議会の一つ。厚生労働相の諮問機関で、社会保障制度全般に関する基本事項や、各種の社会保障制度のあり方について審議・調査し、意見を答申する。平成13年の中央省庁再編に伴い社会保障関連の八つの審議会（人口問題審議会・厚生統計協議会・医療審議会・中央社会福祉審議会・身体障害者福祉審議会・中央児童福祉審議会・医療保険福祉審議会・年金審議会）を統合改組し設置された。統計・医療・福祉文化・介護給付費・医療保険保険料率などの分科会が置かれている。

住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消等、現在生活している住宅での不都合を改修し、利用者が生活しやすいように住環境を整えること。要介護状態の予防、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることで、自立した生活を継続することを目的とする。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護（身の回りの世話）を成年後見人等が、家庭裁判所から付与された権利を行使して、本人を保護・支援する仕組み。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3類型がある。

た 行

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。具体的には、市町村または地域包括支援センターが主催し、下記に掲げることなどを検討する会議。

- ・医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- ・個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- ・共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、更には介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

地域支援事業

高齢者が要介護状態などとなることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。平成17年6月に公布された「介護保険等の一部を改正する法律」により、老人保健福祉制度の介護予防・地域支え合い事業と65歳以上の保健事業を再編して、介護保険制度に組み込まれた。地域支援事業は、高齢者が要介護状態などになることを予防する介護予防事業、介護予防拠点である地域包括支援センターに関する包括的支援事業、家族介護者などを支援する任意事業がある。また平成23年の介護保険法改正により、介護予防・日常生活支援総合事業が新たに創設され、要介護認定において「要支援」と「非該当」を行き来するような高齢者に対する切れ目のない総合的なサービスの提供や生活支援の必要性が高い要支援者に対して、地域の実情に応じた生活を支えるための総合的なサービスの提供などが可能となった。



地域支援ネットワーク

高齢者や障害のある人、その家族など、支援を必要とする人が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域住民や協力機関・団体が普段の関わりの中で見守りや助け合いをする取組のこと。

地域包括ケアシステム

平成 23 年 6 月に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主眼とするもので、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されることをいう。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域の高齢者の心身の健康保持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士が配置され、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。

地域密着型サービス

要介護（要支援）認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。利用者は、原則として当該市町村の被保険者に限られる。サービス事業者の指定権限は、保険者が有し、一定の範囲内で指定基準及び報酬の変更を行うこともできる。

チームオレンジ

若年性認知症も含めた全ての認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等が認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みのこと。

な 行

日常生活圏域

該各市町村が、その住人が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を勘案して定める圏域のこと。

認知症

一度正常に発達した認知機能が後天的な脳の障害によって持続性に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態。認知症にはいくつかの種類があり、主なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管型認知症、レビー小体型認知症がある。

認知症キャラバン・メイト

「認知症サポーター養成講座」の講師役のこと。認知症の基礎知識、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等を学ぶことでキャラバン・メイトとなることができる。

認知症サポーター

認知症になっても安心して暮らせるまちになることを目指し、厚生労働省が「認知症サポーターキャラバン」事業（認知症サポーターの養成）を実施。地域・企業・学校等で開催する養成講座を受講することにより、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族への支援活動を行う人。

は 行

配食

高齢等のために買い物や調理など食事づくりに不自由している人に対し、食事配達するサービスのこと。自立支援や疾病予防のほか、安否確認の目的もある。

廃用症候群

寝たきりの生活を続ける等、安静状態を続けることや、家に閉じこもる等、極端に活動性が低い状態を続けることで、さまざまな機能が低下した状態。

パブリックコメント

公的機関の基本的な政策等を定める条例や計画等の策定過程において、その影響が及び対象者等へ事前にその内容を公表して意見を求め、提出された意見や提案を考慮して政策等を決定するとともに、寄せられた意見に対する公的機関の考え方を公表する一連の手続き。

避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳児、その他防災上の観点において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

被保険者

介護保険の加入者のこと。65歳以上の人を第1号被保険者、40歳～64歳の人を第2号被保険者という。

福祉用具

要介護者本人の日常生活動作能力の維持・改善を目的として用いる道具のこと。貸与と販売とがあり、貸与は、車椅子と付属品・特殊寝台と付属品・床ずれ防止用具・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助杖・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフトの釣り具部分以外など、特定福祉用具販売では、腰掛便器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトの釣り具部分などがある。



フレイル

高齢者が加齢により身体機能や認知機能が低下すること。健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間の状態のこと。

ホームヘルパー

訪問介護サービスの担い手。要介護（要支援）認定者等の家庭を訪問し、身体の介護（食事・入浴・排せつ・衣類着脱等の介護、身体の清拭・洗髪、通院の介助）、家事（調理、衣類の整理・補修、住居等の清掃・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関等との連絡）、相談、助言等を行う。正式には「訪問介護員」。

ボランティア

社会福祉等のために、労力の奉仕、技術提供を行う活動。または、その活動を行う人。一般的に、自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動をする人。

ボランティアポイント

地域における町民の主体的な支え合いの体制づくりや、いきいきとした地域社会を作ることを目指し、ボランティア活動を通して、地域住民が役割や生きがいを持ち地域で活躍すること、高齢者が社会参加のきっかけとし介護予防や健康づくりに積極的に取り組むことを目的とした取組。

や 行

有料老人ホーム

原則として60歳以上の高齢者が常時10人以上入居し、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する民間の施設。介護保険制度では、特定施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつ等の介護、生活に関する相談、助言、機能訓練等を内容とする特定施設入居者生活介護を受けることができる。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、最初から誰にとっても使いやすいデザインで出来るだけ多くの人々が利用できることを目指した建築や設備、製品などの設計のこと。

ら 行

リハビリテーション

脳卒中等により失われた機能の回復を図り、社会復帰を目指す訓練を指します。介護保険サービスの「訪問リハビリテーション」は理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問して行い、「通所リハビリテーション」は介護老人保健施設や病院、診療所に通院して行う。

レセプト

保険者（市町村等）に請求する医療・介護報酬の明細書のこと。



老人憩いの家

市町村の地域において、高齢者に対し、教養の向上やレクリエーション等のための場を提供し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設。

老人クラブ

地域に住んでいる高齢者の福祉を目的とした組織で、主に相互扶助の形ではあるが、地方自治体の福祉課などとも連携して高齢者福祉の活動を行っている。

老人福祉センター

老人福祉法に定められた老人福祉施設のひとつで、無料または低額な料金で、老人福祉に関する各種の相談に応じ、高齢者の健康増進や教養の向上、またレクリエーションなどの機会を総合的に提供することを目的とする施設。

老老介護

65歳以上の高齢者を同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のこと。

わ 行

ワークライフバランス

仕事と、仕事以外の生活（友人関係、家族関係、趣味など）に関しての、日々の時間の割合・比率のこと。また、働きすぎにならないよう、友人・家族などとの時間や趣味などに時間をしっかりと割り当てることで心身を健康に保ち、過労死や自殺を防ぐこと。

英数字

ICT

コンピュータ技術の活用を意味する。ITと同義であるが、ITがインターネットの技術であるのに対して、ICTは「人と人」、「人とモノ」の情報伝達といったコミュニケーションが強調される。

NPO

NPOとはNon Profit Organizationの略で、「民間非営利組織」の意味。利潤を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受け、法人格を得たNPOの団体がNPO法人（特定非営利法人）である。

PDCAサイクル

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、計画や事業などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。



愛西市 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

発行日 令和3年3月
発行元 愛知県 愛西市 保険福祉部 高齢福祉課
住 所 〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野 308
連絡先 TEL : 0567-26-8111
FAX : 0567-26-1011
URL : <https://www.city.aisai.lg.jp/>

